

父母の祖先祭祀の分割についての一考察

——分牌祭祀を中心として——

上野和男

1 問題	4 関東・東北地方の分牌祭祀
2 九州西南部の分牌祭祀	5 分牌祭祀の構造
3 近畿・東海地方の分牌祭祀	6 結論

論文要旨

分牌祭祀とは本家が父親の位牌、分家が母親の位牌を祭祀して、父母の位牌祭祀を本家と分家で分割する制度である。この小論は、いわゆる「分牌祭祀」を中心としながら、日本における父母の祖先祭祀の分割に関する各地の事例を比較分析して、その諸形態と意義、および家族や親族との関連を明らかにしようとする一試論である。分牌祭祀は福島県を北限として、南は鹿児島県トカラ列島宝島までの範囲に分布している。この分布地域は隠居制家族の分布とはほぼ重なるが、隠居制家族の分布地域のなかで分牌祭祀を行なっているのはごくわずかにすぎないから、隠居制家族と分牌祭祀とは直接の関連はもたない。

分牌祭祀は日本の位牌祭祀形態の全体のなかでは、父系型の一つであるが、ふたつの類型を設定できる。ひとつは葬儀、位牌祭祀、年忌供養、墓など祖先祭祀を幅広く分割する「本分家分割型」であり、これは九州西南部に多く認められる。これに対していまひとつは葬儀、位牌祭祀、年忌供養は分割するが墓は一括する「本家依存型」であり、近畿・中部や関東・東北地方にこの型が多い。前者は長期にわたる祖先祭祀を本家分家で分割するのに対して、後者は父母の死後の比較的短期的な祭祀を分割する型である。分牌祭祀は本家の祖先祭祀の連続性を阻害するものではないが、本家の祖先祭祀の独占を阻止する位牌祭祀形態である。分牌祭祀は隠居分家、普通分家のいずれの分家形態をとる場合にもみられるが、分家形態として注目されるのは、分家に多くの財産分与を行なう分家形態であり、また分牌祭祀を行なっている村落では均分相統的な傾向が強い。なお、父母分住制は分牌祭祀に例外なく付随するものではないから、これは分牌祭祀の必要条件とはいえない。

1 問 題

この小論は、いわゆる「分牌祭祀」を中心としながら、日本における父母の祖先祭祀の分割に関する各地の事例を比較分析して、その諸形態と意義、祖先観念、および家族や親族との関連を明らかにしようとする一試論である。「分牌祭祀」とは、ある世代で分家創設が行なわれた場合、本家が父親の位牌を祭祀し、分家が母親の位牌を祭祀して、父母の位牌祭祀を本家と分家で分割する制度であるが、⁽¹⁾この制度は単に位牌祭祀にとどまらず、父母の葬式・年忌供養・墓などを分割する祖先祭祀形態とも関連していると考えられる。日本の祖先祭祀は家族の代々の代表者とその配偶者を一括して祭祀することを一般的特質としているが、これに対して分牌祭祀は、両親の位牌祭祀を本家と分家で分割することに最大の特徴があり、一般的形態とは異なるきわめて注目すべき祖先祭祀形態である。

日本の分牌祭祀研究の端緒となったのは、五島列島福江島崎山における久保清・橋浦泰雄(1934)の発見である。久保清・橋浦泰雄は崎山の分牌祭祀について、「父は長男へ、母は次男へ」と題する文章のなかで、「子供が成長して一人前になると、父は長男の方へ母は次男の方へかかる慣わしである」、と報告した。この報告は必ずしも分牌祭祀を明示したものではないが、その後、崎山で典型的な分牌祭祀がみられることが明らかになったのはこの報告が契機であった。崎山についで大間知篤三(1937)による鹿児島県甕島の事例や、1937～39年の全国海村調査(宮本常一1949)による鹿児島県トカラ列島宝島の事例などがつぎつぎに報告され、分牌祭祀がさまざまな差異を内包しつつも、かなり広い地域で行なわれていることが明らかになった。こうした事実は、分牌祭祀が特定地域の特異な祖先祭祀形態ではないことを示すものであり、その意義についてのさまざまな比較検討がこれまでに試みられてきた。とくに竹田且(1956)は、族制変遷論の立場から隠居制研究、とくに生前から父母は本家分家にわかれて居住する「分住隠居」との関連において、鹿児島県から愛知県にいたる各地の分牌祭祀の事例を比較検討した。その後1970年代になって、これまで分牌祭祀がないとみられてきた関東地方の茨城県勝田市において、分牌祭祀とこれに関連する祖先祭祀形態について報告され(上野和男1972, 1973, 竹田且1975など)、分牌祭祀が愛知県以東の地域でも行なわれていることが明らかになってきた。こうしたこれまでの分牌祭祀研究の展開によって今日、分牌祭祀の事例はかなり蓄積され、日本の位牌祭祀のなかで分牌祭祀の意義と位置をあらためて問題にしうる可能性が生まれてきたといえよう。⁽²⁾

日本の多様な位牌祭祀のなかでの分牌祭祀の位置づけについては、すでに上野和男(1984)で一応の考察を試みた。そこでは、日本の位牌祭祀に「父系型」「双系型」の二類型を設定したうえで、分牌祭祀を父系型の下位類型のひとつとして規定し、さらに分牌祭祀が上下関係のゆるやかな本家分家関係の構造に対応していると指摘したが、分牌祭祀そのものについての考察は不十分であった。そこでこの小論では、つぎの5つの問題を中心としながら、分牌祭祀についてあら

ためて考察してみたいと思う。

第一は、分牌祭祀における祭祀者と被祭祀者の問題である。久保清・橋浦泰雄（1934）の報告によれば、五島崎山では「父は長男、母は次男」とされているが、この場合の「父母」は「家付き」と「婚入者」と一般的に読替えしうるのかどうかはまず問題となる。つまり婿養子の場合に父母のどちらが分家で祭祀されるのかの問題である。また祭祀者についてこの報告では「長男」「次男」となっているが、「長男」「次男」なのか、「本家」「分家」なのかが確認されなければならない。そのうえで分牌祭祀を兄弟の序列の問題として認識すべきか、本家分家関係の問題なのかが確認される必要がある。さらに「父—長男、ないし本家」,「母—次男、ないし分家」の関係を一般的に設定できるのかの問題もある。第二は、分牌祭祀とこのほかの父母の祭祀の分割形態との関連の問題である。分牌祭祀は父母の死後の位牌祭祀のみを分割するものであるが、これは生前から父母が本家分家に分住する「父母分住制」（いわゆる「分住⁽³⁾隠居」）、本家分家で父母の葬式を別々に出す「父母分葬制」、本家分家で父母の年忌供養を別々にする「父母分割年忌供養」、あるいは父母を本家分家の別々の墓に埋葬して祭祀する「父母別墓制」などとさまざまな祖先祭祀の形態に関連していると考えられる。これらすべての祖先祭祀の分割をともなう分牌祭祀もあれば、これらをすべて、あるいは一部をともなわない分牌祭祀もあると予想される。したがって、分牌祭祀に関連すると思われる祖先祭祀の分割もあわせて明らかにされなければならない。

第三は、分牌祭祀と家族・親族組織との関連についてのさまざまな問題である。そのひとつは、家族の一系的構造との関連である。日本の祖先祭祀は一般に代々の家族の代表者夫婦が、相続者によって一括して祭祀されることによって、家族の一系性と深くかかわってきたが、分牌祭祀によって父母の位牌祭祀が超代的に分割された場合、家族の一系性が保持されるのかどうかは問題である。また分牌祭祀の研究史の初期においては、竹田且（1956, 1964）、内藤莞爾（1969）に代表されるように、いわゆる「分住隠居」を含めて、隠居制家族との関連でこれが主として問題にされてきた。分牌祭祀が家族内部における複数の生活単位形成の制度としての隠居制と構造的に関わっているかどうかもここであらためて問題にしてみたいと思う。さらに分牌祭祀と分家形態との関連の問題がある。分牌祭祀が分家の分出と構造的に関連していることは、これまでの研究が明らかにしてきたとおりであるが、どのような分家形態と分牌祭祀が関連しているのかが問われなければならない。この場合、次三男の普通分家と隠居分家、「従属的分家」と「独立的分家」（蒲生正男1958）などの分家形態が問題となるであろう。第四は、分牌祭祀と祖先の観念の問題である。この問題は分牌祭祀を行ってきた人々がこれをどのように考えているかのレベルと、客観的な分析的レベルの二つにわけて考察する必要がある。この場合、分家分出にあたって当初から分家に位牌を付与する観念、すなわち家族には祖先が必要であるとする観念や、財産分割についての諸観念が手がかりとなると考えられる。

第五は、分牌祭祀と日本のこのほかの位牌祭祀形態との関連の問題である。これまでの分牌祭祀の研究は隠居制家族の研究からのアプローチが濃厚であったので、いわゆる「位牌分け」や、⁽⁴⁾

隠居分家における位牌祭祀など他の位牌祭祀形態との関連についての分析はほとんど行なわれてこなかったといつてよい。しかしながら、中部地方から関東地方北部や東北地方南部にかけての地域は、これらの位牌祭祀の分布地域と重複する地域でもあり、これらの位牌祭祀形態との関連を明らかにする必要がある。そしてこれらを通じて、日本の位牌祭祀の全体のなかで分牌祭祀の位置が明らかにされなければならない。

この小論では、1974年から1982年にかけて調査を行なった五島列島、三重県伊勢地域、茨城県南部の三つの地域の分牌祭祀とそれに関連する父母の祖先祭祀の分割の諸事例を提示し、これをこれまでの報告事例と比較検討し、さきに示した諸問題の検討をつうじて、日本各地でひろく行なわれている分牌祭祀の構造を明らかにしたいと思う。その場合、分牌祭祀がまずもって構造的に深くかかわっているのは本家分家関係であるとの認識から、この小論では家族や本家分家関係の構造との関連を視点として、構造論の立場から分牌祭祀について考察したいと思う。これまでの分牌祭祀の研究は二、三の研究をのぞいてほとんどは、それぞれの村落における分牌祭祀についての一般的な聞き調査によるものであった。この小論では可能なかぎり、特定の家族における具体的な事例をとおして日本の分牌祭祀を明らかにしたいと思う。

これまでの調査報告から明らかになった分牌祭祀の主要な分布地域は、鹿児島県トカラ列島から屋久島、甌島、長崎県五島列島を含む九州西南部地域、近畿地方北部および三重県志摩・伊勢地域から愛知県三河地域にいたる近畿・中部地域、茨城県・福島県の関東から東北南部にかけての地域である。このほかにも瀬戸内海地域など若干の地域で分牌祭祀が行なわれていることが確認されている。また今後の調査研究の進展によって、分牌祭祀の分布地域は拡大する可能性があるが、これまでの研究から分牌祭祀はトカラ列島を南限とし、福島県を北限とする地域に分布しているといえるであろう。この分布地域は、大きくみれば隠居制家族の分布地域にはほぼ重なるものであるが、隠居制が活発に行なわれている地域のなかにも分牌祭祀を行なっていない地域もかなりあり、より細かく見れば両者の分布地域は対応しない。

2 九州西南部の分牌祭祀

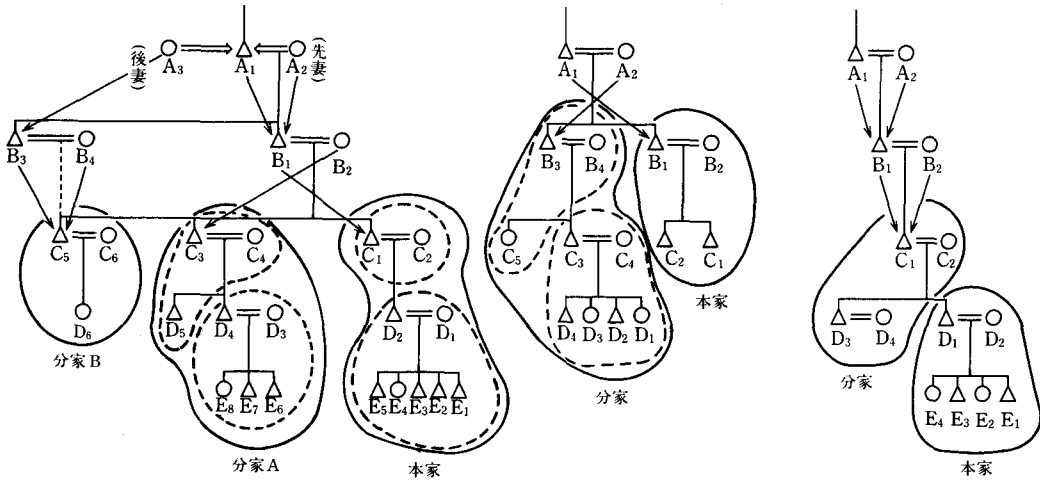
(1) 長崎県福江市崎山

すでにのべたように、久保清・橋浦泰雄(1934)によって分牌祭祀がはじめて発見されたのは五島崎山であった。しかしこの報告には実は分牌祭祀が明示されていたわけではなかった。その後の橋浦泰雄(1955)には、「九州五島の崎山では、最後の子の分家を完了すると、父は長子のところへ帰り、母は最後の家へ残るといつている」(橋浦泰雄, 1955, 147頁)とあり、父母が本家と分家にわかれて居住する、父母分住制と思われる記述が新たに加えられているが、この記述でも分牌祭祀そのものの存在は明確ではなかった。竹田旦(1964)はこの報告にもとづいて、崎山では末子までの数回の隠居分家と父母分住制の基盤のうえに分牌祭祀が行なわれていると解釈

し、これを日本の分牌祭祀のひとつの型として考察したが、のちに分析するように、崎山では隠居分家と父母分住制を基盤とする分牌祭祀は行なわれていない。⁽⁵⁾ 崎山の分牌祭祀についてはじめて明確な表現で報告したのは、40年後の成城大学民俗学研究所（1975）である。この報告では、「ホンコ（本家）は父親の位牌を守り、バツケ（分家）は母親の位牌を守る。親が活着しているうちから分けてしまうこともある」（成城大学民俗学研究所1975, 149頁）、と記述されており、分牌祭祀の存在を明確に確認できる。しかし、ここでは父母分住制の可能性も示唆されているが、別の箇所では母親だけになった場合に分家が世話をする、とも記述されており父母分住制の存在はこの報告からも確認できない。⁽⁶⁾ またこの報告は崎山の本家分家関係について、「本家と分家との間に上下の区別はなく、相互にかせいしあう」（成城大学民俗学研究所1975, 149頁）とのべられている点は重要である。ここに分牌祭祀とある型の本家分家関係との関連が示唆されているからである。しかし、この報告にはこれ以上の分牌祭祀の細かな内容についての記述はまったくない。

ここではまず、1974年から1975年にかけて調査を行なった福江市上崎山町〔事例1〕の分牌祭祀について報告したい。⁽⁷⁾ 崎山は福江島の東部、火の岳の裾野にひろがる世帯数約900戸を数えるきわめて大きな半農半漁村である。農業の中心はサツマイモ、麦を中心とする畑作農業である。この畑作農業の展開が崎山の分牌祭祀に大きく関連している。現在、崎山は上崎山町、下崎山町、長手町に分かれているが、調査を行なったのは上崎山町の第一部落（戸数約60戸）である。崎山のなかでもこれまで橋浦泰雄らによって報告されたのは長手町であり、この地域の分牌祭祀についてはこれまでに報告されたことがなかった。

「（父母の位牌は）ほとんどが別になっている。いっしょにするというのは少ない。このムラにおらんでもいい、よそで祖母の位牌を祀ることもある」と人々が語るように、崎山ではほとんどの夫婦の位牌はフトカエ（本家）とバツケ（分家）で別々に祀られ、一括して祀られるのはきわめて稀である。分家が創設されれば分牌祭祀はほとんど例外なく徹底的に行なわれている。分牌祭祀を行なうのは村内に分家した場合が多いが、次三男が村外に転出しても母親の位牌を祀ることがある。⁽⁸⁾ その場合には盆や正月には崎山の墓に詣る。このことは分牌祭祀の制度的な強さを示しているといえよう。崎山の人々は、「財産を分けているから親も分ける」「財産を兄弟でわけるところは、何もかも別である」といい、財産を分ければ父母の祭祀もわけると説明している。分牌祭祀の前提となる崎山の分家形態は、一般に次三男の普通分家であって、隠居分家はきわめて稀であり、例外といってよい。次男まではどうしても崎山に住むという考え方が濃厚であるが、三男が財産分与をうけて分家することはほとんどなく、福江や長崎など村外に転出して行くのが一般的である。また、父母は本家内部で隠居し、父親の死後に母親は分家に移る形態をとるから、崎山には父母分住制は存在しない。崎山では分牌祭祀のほか、父母の葬儀、墓、年忌供養など父母の祖先祭祀の多くを本家分家で分割する。崎山ではまた徹底した隠居制が行なわれており、隠居制家族が崎山の家族の基本形態である。母屋をホンケ、隠居屋をへやといい、あつぎの長男（崎山は長男相続）が結婚すると、1～2年後に親夫婦が隠居する。その際、次三男以下の子



点線はホンケとヘヤ、実線は家族
→は位牌が祀られている方向

図1 崎山の分牌祭祀の事例①

図2 崎山の分牌祭祀の事例②

図3 崎山の分牌祭祀の事例③

供をつれて行く場合もある。ホンケとヘヤは別棟，別食，別財であって，隠居屋の独立性のきわめて高い隠居制を特徴としている。

ここではまず調査で得られた崎山の分家祭祀のなかから，3家族の事例をまず検討してみよう。事例①は2世代にわたって分牌祭祀が行なわれた事例である(図1)。C1の話を中心はこの家族の分牌祭祀の経過をたどってみよう。C1が生まれたときには，すでにA2は死んでいたが，A1はひとりでヘヤに隠居していた。この隠居では畑の分割は行なわず，先祖の位牌はホンケで祀っていた。崎山の隠居制家族では祖先祭祀はホンケが担当するのが一般的である。のちにA1とその先妻A2とともに，B1が跡をとった本家で祀られ，骨も本家の墓に埋葬され，年忌供養も本家でとり行なわれている。A1には後妻のA3がいるが，この人はのちに分家Bで祀られる。分家Bの創設にあたっては，本家6分，分家4分の割合で財産を分割した。A3の祭祀者となったB3は後妻A3の子供ではないが，こうした処置がとられた事情について，「前のオッカサンが早く死んだあと，めんどろをみてもらったのは2回目の人なので，この人のめんどろをみたのではないか」と説明している。A3の法事は現在でも分家Bが主催して行なわれる。本家にも案内状を出すと，本家は御仏前を持ってくるという。分家BではA3が一番古い先祖として祀られている。分家Bではその後はB3の子供ができなかったので，本家から養子を迎えて跡をつがせた。したがって分家Bには分家がなく，B3，B4夫婦は一括してC5に祀られている。

一方，本家ではその後，C1，C2が結婚して2年程経過したのちに，B1，B2がヘヤに隠居した。この隠居にはその後分家Aを創設したC3も同行した。C3はヘヤで嫁をもらおうとすぐに分家した。このとき本家よりはいくらか少ないが畑を分けてもらい，また宅地はB1に買ってもらい，あわせて家も建ててもらった。C3の分家には父母のB1，B2は同行しなかったから，これは隠居分家ではなく普通分家であった。B1，B2夫婦のうち，父親のB1が先に死亡し，

その葬式は本家のC1が主催して本家を出し、その位牌も本家で祀った。父親の骨は本家の墓に埋葬し、その後の年忌供養も本家が一切行なっている。父親の葬式のときには、分家は香典をもってただけだったという。父親B1の死後、母親B2はしばらくの間は本家のへやにひとりで暮らしていたが、その後三男C3（次男は養子で転出）が創設した分家Aの屋敷内のタバコ乾燥室の脇に小さなへやをつくって移り住んで、その隠居となった。これは父母分住制の形態ではないが、父親の死後、母親が分家に移って分家の世話になったものである。分家Aに移ってしばらくしてB2も死亡した。その葬式は分家Aが出し、骨も分家の墓を新たにたづんで埋葬し、石塔も当然、本家の墓に埋葬した父親B1とは別にした。位牌も今日まで分家Aで祀り、年忌供養も分家Aが主催し、本家は加勢するのみである。B1、B2夫婦は本家分家で分割して祀られているのである。現在、これらの3家族では新たな分家は創設されておらず、財産の分割も行なわれていないから、C1、C2夫婦やC3、C4夫婦は、将来別々になることなく一括してあとつぎの子供に祀られることになるものと見られる。この点でこの家族では分牌祭祀は消滅の傾向にある。

この家族ではこれまで、分家が創設されれば例外なく、位牌祭祀から葬式、墓、年忌供養まで父母の祖先祭祀を本家分家で分割してきた。この家族における分牌祭祀の過程は、①次三男の普通分家、②本家内部での父母の隠居生活単位（へや）の形成、③父親の死亡と本家での葬式、墓への埋葬、位牌祭祀、年忌供養、④本家のへやから分家のへやへの母親の移動、⑤母親の死亡と分家での葬式、墓への埋葬、位牌祭祀、年忌供養、のように整理することができよう。

事例②は、崎山でごく一般的に行なわれている分牌祭祀の事例である（図2）。この家族ではA1、A2夫婦に3人の男子があったが、このうちB1が本家を相続し、B3が村内に分家した。この分家には父母のA1、A2は同行しなかったから、これも隠居分家ではなかった。A1が本家で死亡し本家で葬儀を出したのち、しばらくしてA2は分家に移り、分家の縁側に間仕切りをしてこれをへやとし、ここでひとりで食事をして生活していたという。A2は結局、分家で息をひきとり、その葬儀は分家を出し、骨は新たに分家の墓をつくって埋葬した。のちにつくった石塔も当然A1とは別であった。A2の位牌は現在も分家で祀られており、これが分家の初代の先祖となっている。現在分家では親夫婦と出戻った女子とが別棟のへやに隠居し、ホンケとは食事を別にしてしている。この家族もまた崎山の典型的な分牌祭祀の事例であり、隠居制家族の事例であるといえよう。この家族における分牌祭祀の過程は事例①とほぼ共通している。

事例③はかつて隠居分家が行なわれ、現在は分家相続者が他出している事例であって、今後分牌祭祀を予定する事例である（図3）。この家族では過去2世代にわたって、成人した男子はひとりのみであったので、分牌祭祀は行なわれなかった。この家族では1946年頃、C1、C2夫婦とその子供3人とで隠居分家が行なわれた。分家の際に本家4分、分家6分の割合で財産を分割した。分家の方が多かったのは次男と三男の2人分を持っていったからだと説明されている。その後D3は結婚して長崎に転出したが、将来は崎山に帰ってきて分家のあとを継ぐ予定だという。この事例はまだ分牌祭祀が行なわれていないが、一度財産分与した場合にはたとえ他出してい

も、母親の祖先祭祀を担当することをよく示す事例であるといえよう。

このように崎山では父親の祖先祭祀を本家が担当し、母親の祖先祭祀を分家が担当する分牌祭祀がきわめて一般的に行なわれてきた。久保清・橋浦泰雄(1934)以来の崎山の分牌祭祀の報告は、「父親一長男、母親一次男」の分割として説明してきたが、これまでの事例からも明らかのように、正確には「父親一本家、母親一分家」というべきである。なぜなら次男が他出・養出などで村外に出たあとに、三男が分家を創設し、三男の分家が母親の祖先祭祀を担当する例もしばしば見られるからである。また事例にはかかげなかったが、父親が婿養子で母親がその家族に生まれた場合にも、父親一本家、母親一分家の関係はかわらないから、崎山の場合にはいわゆる家付きが本家、婚入者が分家で祀られるという関係は成立しない。

崎山では分牌祭祀に関連する財産分割について、いくつか注目すべき制度がある。その第一は、センゾユズリとカイジメンの区分である。崎山では先祖から譲られた土地を「センゾユズリ」とよび、センゾユズリのなかで一番いい畑を「カシラバタケ」とよぶ。センゾユズリと同じ意味でカシラバタケを使う場合もある。センゾユズリは分割することがきびしく禁止され、長男が相続し本家が代々保有すべき土地とされる。カシラバタケを分家に分割すれば、親族を始めとして社会的な非難が浴びせられる。⁽⁹⁾これに対して、各世代において努力の結果、開墾したり買い増したりして獲得した畑は「カイジメン」(買地面)とよばれる。カイジメンの分配は獲得した人が自由に決定できるから、これを分与することによって分家が創設される。分家に分与されたカイジメンは、つぎの世代にかわれば意味が変化して分家のセンゾユズリの畑と認識され、分家が代々相続すべき対象となる。また財産を多く増やした家族では次男ばかりでなく三男にも畑が分与され、分家が創設される。したがって崎山においては、分家創設はその世代の世帯主を中心とする家族の努力の結果を意味するのである。

第二は、イハイバタケの存在である。崎山では先祖代々の畑は本家に相続され、各世代で獲得した畑は分家に分与するという原則がかたく守られているが、センゾユズリの畑でありながら、分家に与えられる畑もわずかながらある。これが「イハイバタケ」(位牌畑)や「イハイヅキ」(位牌付き)とよばれている畑であって、母親の祖先祭祀の費用にあてる畑である。⁽¹⁰⁾位牌に付いて分与されるのでイハイヅキとよばれる。位牌畑は分牌祭祀に関連する分与財産として重要な意味をもっており、崎山におけるこうした土地の存在はきわめて注目される。具体的には位牌畑は本家のセンゾユズリの土地の一部がこれにあてられる。広さは家によって異なるが、多い場合には3～4反の位牌畑が分与されることもあるという。崎山では、「イハイバタケはおばあさんのからだについてまわる」といわれるように、正確に言えばこれは分家に分与されるものではないが、母親の死後は分家の財産となる。位牌畑は母親の生存中はその生活費にあてられ、死後は石塔の建立、年忌供養など母親の祖先祭祀の費用にあてられる。

第三は、分家に分与される財産の割合が比較的高いことである。一般に崎山では、本家6分、分家4分の割合で財産が分割されるという。祖先祭祀にはかなりの費用を必要とするから、こう

した分与財産の量的な多さも分牌祭祀を経済的に支えるものといえよう。第四は、崎山の人々が分牌祭祀について、「財産も分けたから親も分ける」と説明することである。つまり父母の祖先祭祀の分割が、財産の分割に連結して説明されているのである。このことについてはさまざま⁽¹¹⁾な解釈が可能と思われるが、一応の意味連関としては、つぎのように考えることができよう。つまり父親は一般にその家族に生まれた者であり、代々のその家族の血を引いている点においてセンゾユズリの土地と共通性をもっている。これに対して母親は一般に他の家族に生まれ、結婚によって家族のメンバーになった者であり、その世代の加わった点においてカイジメンと共通性をもっている。崎山の分牌祭祀は、先祖代々その家族に「伝えられたもの」、すなわち父親とセンゾユズリの土地を本家に残し、「あらたに加わったもの」、すなわち母親とカイジメンを分家に出していく、と考えられるのである。しかしこの意味連関は婿養子の場合には適用できない。

以上の分析から崎山の分牌祭祀の特徴として、つぎの諸点をあげることができよう。第一は、崎山では葬儀、位牌祭祀、年忌供養、墓にいたる父母の広範な祖先祭祀が本家分家間で分割されていることである。第二は、分牌祭祀の基礎となる分家形態は、一般には次三男の普通分家であるが、まれには事例③のように隠居分家の場合もあることである。崎山には父母分住制はみられないが、父親の死後に母親は分家に移ってその隠居屋で生活するのが一般的である。家族によっては本家の隠居屋に父母が隠居している時点から、父の食料は本家の長男が、母の食料は分家の次男がもって行く場合もある。第三は財産分割のありかたが分牌祭祀に関連していることである。崎山の財産分割の特徴としては、分家への分与分が多いこと、先祖代々の土地は本家に相続され新たに獲得した土地が分家に分与されること、また母親の祖先祭祀の費用にあてる位牌畑が存在すること、そして分牌祭祀が財産分割に連結して説明されることなどがあげられる。第四に、崎山においてはかつては分家が創設されれば分牌祭祀が例外なく行なわれてきたが、最近はずでにあらたな畑を開墾する余地もなく、また次三男の村外転出も活発になるなどの諸条件が重なって、分牌祭祀が衰退しつつあることである。したがって最近では、崎山においても父母が一括して本家で祀られることが多くなっている。これは崎山の分牌祭祀の大きな変化である。

(2) 五島列島各地の分牌祭祀

崎山の分牌祭祀と比較するために、五島列島各地の分牌祭祀についてこれまでの報告から検討してみよう。まず崎山と同じ福江島の下大津郷岸ノ上〔事例2〕の分牌祭祀について、佐藤明代(1978)、内藤莞爾(1978)の詳細な報告がある。岸ノ上の分牌祭祀は隠居分家にもとづくものであり、「父親一本家、母親一分家」の関係において、位牌祭祀のみならず、葬儀、年忌供養、墓などの祖先祭祀の分割が行なわれている。岸ノ上の分牌祭祀は一般につぎのような過程を経て行なわれる。①長男にあとをゆずったあと、親夫婦は次三男などをつれて隠居分家する、②三男の隠居分家は行なわれず、親夫婦は次男の家族で隠居屋にはいる、③父母の死にあたって祭祀を分割する。父母分住制はない。岸ノ上では「財産は位牌に付く」といわれ、財産の分与にともなっ

て、死後の祭祀も本家分家でこれを分担する。このような分牌祭祀が岸ノ上ではきわめて活発に行なわれてきた。佐藤明代(1978)には、実際の7つの事例についての詳細は検討なされている。これを崎山の分牌祭祀と比較すると、最大の差異は、崎山が次三男の普通分家にもとづくものであるのに対して、岸ノ上が隠居分家にもとづく点である。このほかには崎山と岸ノ上に大きな差異はない。久保清・橋浦泰雄(1934)が報告し、竹田且(1964)が崎山の分牌祭祀のモデルにしたのは、岸ノ上のような分牌祭祀であったといえよう。

また福江島の南部に位置し、隠居制が活発に行なわれている増田(1972年調査)では、分牌祭祀は制度的には行なわれていない。このことは分牌祭祀について増田の人々は、「よそではあるようですが、ここの部落にはそういう人はおらんようです」と語っていることから明らかである。⁽¹²⁾ただし次三男の普通分家にもなう例外的な分牌祭祀が1例みとめられた。この例は、本家が母親の葬式を出し、分家は父親の葬式を出したものであって、崎山の一般的な父母分割と逆になっている。このことについて増田の人々は、「おじいさんが弟にいかかりたかった」のでこうなると説明している。この家族の場合には葬式ばかりでなく、墓も本家分家別々に埋葬し、位牌も別別に祀り、年忌供養も別々に行なっている。ただし死ぬ前まで父母はともに本家の隠居屋で生活していたから父母分住制はとっていなかった。この事例は本家分家で父母を逆にしてしている点のぞけば、内容的には一般的な分牌祭祀であるが、家族の特殊事情によると理解されている。福江島北部の岐宿町でも分牌祭祀が行なわれており、つぎのように報告されている(武井正臣1971)。「ここでも親は、働ける間は自立するのが原則であるが、配偶者を失ったうえ、単独では稼働することも日常の起居も不自由になったときには、父親なら長男に、母親なら二男に、それぞれ引取って養ってもらう。両親の人生最後の世話をする義務を、長男と次男が分担する点に特徴がある。また、死後の供養も同様に、長男が父親の供養を、二男が母親の供養を分担する。そして、両親の遺産(これをイハイヅキとよんでいる)もまた、長男と二男で分割相続するのである」(武井正臣1971, 242頁)。この報告によれば、岐宿町では父母分住制は見られないが、父母とも晩年にそれぞれ長男次男に引き取られ、死後も長男と次男にわかれて供養される。この場合の長男と次男は、むしろ本家分家の意味であらう。⁽¹³⁾福江島西部の三井楽町柏でも隠居分家にもなう分牌祭祀が報告されている(土田英雄1976)。柏では父母分住制は見られないが、本家分家で父母の葬儀、位牌祭祀が分割され、その費用に宛てるイハイヅギ、インキョバタケとよばれる田畑があるという。

五島列島北部の宇久島[事例3]では、隠居分家にもなう分牌祭祀がつぎのように行なわれると報告されている(井之口章次1951, 1966)。「…2人の息子の場合はバツケインキョをす。つまり、次男以下全員を伴って隠居分家する。…バツケインキョの場合は単なる隠居の場合より家も大きく財産も4分(分家)6(本家)の割合である。…大体は先祖代々の株は本家に残り、隠居者一代の財産をバツケにくれるのが普通であるが、そうも出来ないときは土地の悪いところが次男に当る。…隠居が死ぬと父親は長男が、母親は次男がカラフ。カラフは棺を担ぐ意で

あるが、葬式万端はもちろんのこと、年忌も位牌も墓も別々になる」(井之口章次1951, 26頁)。「平などでは、両親を本家でカラウ例も見られるが、これはむしろ例外的で、少なくとも宇久島としては新しい風として見てよさそうである」(井之口章次1966, 592頁)。この報告によれば、宇久島の事例は、葬式、墓、位牌、年忌供養など、分牌祭祀を含む父母の祖先祭祀のすべてを本家分家で別にするきわめて典型的な形態である。宇久島の分牌祭祀は隠居分家を基盤とするものであるが、普通分家の場合にも見られるかどうかはこの報告からは確認できない。また宇久島では父母分住制があるかどうかも確認できない。宇久島の分牌祭祀で注目されるのは、財産分割のありかたである。すなわち、宇久島では崎山と同じように、分家に対する分与の割合が高く、しかも先祖代々の財産を本家に残し、父母の世代に獲得した財産(これをカイメンという)を分家に分割する傾向が見られることである。カイメンは買った地面を意味すると思われる。崎山と宇久島に見られるこうした財産分割のありかたの共通性は、分牌祭祀が行なわれている村落における、本家分家間の財産分割の特質を示唆している点で重要である。

宇久島の南隣の小値賀島〔事例4〕でも、分家が出された場合に分牌祭祀が一般的に行なわれており、つぎのように報告されている。「前方後目ではバツケ(別家=分家)をたてることが少なく、したがって親は長男のところにいる。バツケをしつけた人は、カンラ(長男)が父、バツケが母を見る。柳では昔はバツケするとき、父親は本家に残り、母親だけがバツケの方に行った。分家と本家は4分6に財産を分ける。浜津では長男に家をゆずると、次男以下をつれて出、次男に生活の見込みがつくと、親は長男のところへ帰る。長男は父を養(か)い、次男は母を養う。財産は次男と長男が4分6に分ける。野首では順々にしつけて末子の世話になる。これはイツキ一般の風のようなものである。なおバツケをしつけた場合、父の位牌は本家、母親のは分家、と言う事は一般である」(井之口章次1966, 648頁)。この報告によれば、小値賀島の分牌祭祀は村落によって差異があり、隠居分家による場合と次三男の普通分家による場合、また父母分住制をとまなう場合とともなわない場合があるようである。しかしながら、分牌祭祀のほかには葬式や墓、年忌供養も分割されるのかどうかは確認できない。

これまでみてきた五島列島各地の分牌祭祀の特徴は、以下の4点に要約できるであろう。第一は、崎山や宇久島のように、位牌祭祀のみならず葬式、墓、年忌供養など父母の祖先祭祀のすべてを本家分家で分割する傾向が強いことである。第二は基礎となる分家形態としては、隠居分家の場合と次三男の普通分家の双方の場合があり、また父母分住制をとまなう場合とともなわない場合とがあることである。第三は財産分割において分家への分与分が多く、また先祖代々の財産を本家に残し、父母の世代で獲得した財産を分家に分与する傾向がみられることである。

(3) 九州西南部各地の分牌祭祀

つぎに五島列島以外の九州西南部各地域の分牌祭祀について検討してみよう。五島崎山の分牌祭祀につづいて、いち早く報告されたのは鹿児島県甕島〔事例5〕である。⁽¹⁴⁾大間知篤三(1937,

表1 九州西南部のおもな分牌祭祀

事例	1	2	3	4	5	6	7	8
地域名	長崎県 福江島崎山	長崎県 福江島岸ノ上	長崎県 五島宇久島	長崎県 五島小値賀島	鹿児島県 甕島蘭牟田	鹿児島県 屋久島一湊	鹿児島県 口永良部島	鹿児島県 トカラ宝島
分牌祭祀	父一本家 母一分家	父一本家 母一分家	父一本家 母一分家	父一本家 母一分家	父一長男本家 母一次男分家	父一本家 母一分家	父一長男本家 母一次男分家	父一本家 母一分家
葬式	○	○	○	?	○	○	○	?
年忌供養	○	○	○	?	○	○	○	?
墓	○	○	○	?	○	×(長男)	?	?
村外での祭祀	○	—	—	—	—	—	—	—
父母分住制	×	×	×	○ 父一本家 母一分家	○	×	○ 父一長男 母一次男	○ 父一本家 母一分家
父母の世話	父親の死後母親 は分家の隠居屋 に入る。	—	?	(父母分住制)	病氣中から父は 長男、母は次男 が世話する。	?	(父母分住制)	(父母分住制)
普通分家	普通分家	—	?	普通分家	普通分家	×	×	普通分家
隠居分家	まれ	隠居分家	隠居分家	隠居分家	隠居分家	隠居分家	隠居分家	×
三男分家	×	×	×	?	○	○	○	?
本家と分家					不明確。本家が 判然としない。			
財産分割	本家6分家4の 割合。先祖代々 は本家が相続。	本家分家で半々	本家6分家4の 割合。先祖代々 は本家が相続。	本家6分家4の 割合	男子全員に平等 に配分。	財産は平等に配 分。	2人のときは均 分相続。	財産を長男と次 男で平等に分け る。
父母祭祀土地	位牌畑	—	—	—	—	—	隠居畑	—
隠居制	親夫婦の隠居	隠居分家で 親夫婦の隠居	親夫婦の隠居	親夫婦の隠居	嗣子別居隠居	(隠居分家)	(隠居分家)	親夫婦の隠居
その他の 位牌祭祀						位牌を複数つく って祭祀。本家 分家間の位牌分 け。		写位牌、あるい は本家分家間の 位牌わけ。

(注：分家形態に関してはその地域の分家形態のうち分牌祭祀の基盤になっているもののみを掲げた)

1943)によれば、上甌島平良では「子供2人の場合に、長男が父の法会を営み、分家した次男が母の法会を営むといふ風にしてゐる家が多い」し、また下甌島蘭牟田では、「父の死亡の際や病中の看護や医薬代や総て父親の面倒は兄が見るべきもの、母親のそれは弟が見るべきものになってゐる。たとえ弟が分家して別居し、親夫婦が兄と一緒に暮らしてゐる場合でも母の面倒は弟の責任になる」(大間知篤三1943, 199—200頁)。この報告によれば、父母の葬儀を長男と次男、あるいは本家分家で分割しているが、その他の墓、位牌、年忌供養などの分割については明らかでない。その後、甌島を調査した竹田且(1956)によれば、平良では葬式のほかに位牌も分割しているし、隠居分家が行なわれている下甌島長浜では、葬式、位牌、墓、法事を本家分家で分割している例があるから、甌島では本家分家間で父母の祖先祭祀がかなりの程度分割されていると考えられる。また、平良には父母分住制はないが、父親の死後に母親が分家に行くことはあるという。蘭牟田では、次男ばかりでなく三男の分家でも父母がついていく隠居分家が行なわれているが、この場合「自分たちの好きな子と両親と一緒に暮らしている例もあるし、父は長男、母は次男とともに分れ住んでいる家庭もある。…しかし父が死ねば長男、母が死ねば次男が葬式から法事まで一切することに定まっている」という。つまり、一世代に2つ以上の分家が創設された場合でも蘭牟田では、「父親—長男、母親—次男」の分割になるというのである。これに対して同じ下甌島の長浜では、「母親は次男又はシッター(末子)が管理する」ようで、この村では「父親—本家、母親—分家」の分割になる。被祭祀者と祭祀者の関係について、甌島のなかでも、村落によって微妙な差異がある。こうした分牌祭祀に関連して大間知篤三が注目しているのは、甌島では対等的な分割相続が行なわれていることである。平良では「男の子全員に平等に分配することも多い」し、蘭牟田でも「家々の私有地は、男兄弟の間に等分される風である」という。これは五島崎山や宇久島の傾向に一致するといえよう。

鹿児島県屋久島〔事例6〕でも分牌祭祀が行なわれている。屋久島の分牌祭祀をはじめて報告したのは宮本常一(1943)である。分牌祭祀が明確に認められる上屋久町一湊では、「此地でも長男に嫁をもらふと親は末子にかかる。父の葬式は長男、母の葬式は次男が行ひ、位牌も父は長男、母は次男の家にある」(宮本常一1943, 101頁)という。父母の墓はともに長男が管理するのが一般的であるが、祭祀を担当する者が見るのが原則であって、母親の墓は次男がみると報告されている(大山彦一1960, 466頁)。これは父母の墓は一括して本家の墓地につくられるが、実際の祭祀は長男と次男に分割されていることを意味していると思われる。一湊と同様の分牌祭祀は上屋久町小瀬田でもみられ、また屋久町麦生では、葬儀にあたって父親の棺を長男がかつぎ、母親の棺は次男がかつぐというように葬儀のみの分割が行なわれている⁽¹⁵⁾。このような報告から屋久島では、葬儀、位牌祭祀、年忌供養について父母の祖先祭祀が分割され、墓は本家に一括されているのが一般的のようである。屋久島の分牌祭祀は隠居分家の場合のほかに、普通分家の場合にも行なわれている。屋久島には父母分住制はみられないようである。屋久島の分牌祭祀について注目されるのは、財産分割における均分的傾向である。麦生では、「子供3人あればその財産を

平等に三分し、屋敷をまづ同様に分つようになった」(宮本常一1943, 99頁)と報告されている。さらに屋久島では本家分家の区分が非常に分かりにくく、本家分家の差別をやかましく言わないと報告されているのもこのことに関連して注目される。屋久島では財産を均分し、どちらが本家か分家かが不明確で上下関係の厳しくない本家分家関係に分牌祭祀が関連していると考えられる。

屋久島の東に位置する口永良部島〔事例7〕では隠居分家にもなる分牌祭祀が行なわれている。竹田旦(1957)によれば、口永良部島では次三男、末子と隠居分家がくりかえされたのち、父母が働けなくなると父親は長男の本家へ、母親は次男の分家へと引き取られ、父母分住制が行なわれる。そして父母の葬式、年忌供養、位牌祭祀を本家分家で分割する。墓を分けるかどうかは確認できない。口永良部島では財産相続は均分的傾向があり、兄弟2人なら畑を二分し、3人の場合は長兄に3分の1を与え、隠居分家のとき残りの3分の2を持って出る。またこのほかに親を扶養する者が預かるとされる隠居畑があり、これは長男と次男で二分されるという。口永良部島の隠居畑は崎山のイハイバタケと同様に、親の祖先祭祀の費用にするための畑と考えられるが、崎山のイハイバタケが母親の扶養や祖先祭祀のみにあてられるのに対して、口永良部島の隠居畑は母親ばかりでなく、父親の扶養や祖先祭祀にもあてられる。

トカラ列島の一番南に位置する宝島〔事例8〕でも分牌祭祀が行なわれている。奄美には分牌祭祀は認められないから、宝島は分牌祭祀の南限の地である。宝島は隠居制家族の南限でもあるから、トカラ列島以北と以南では家族構造に大きな差異があるといえる。宝島の分牌祭祀について、宮本常一(1949)はつぎのように報告している。「子供が2人あって、二軒に分家した場合は、財産など平等に分け、家屋敷も広ければ二つに分け、…それと同時に母親の方は次男の家へついて行くのである。…従って母親の位牌は次男の家にあることになる」(宮本常一1949, 176頁)。これによれば宝島では隠居分家ではなく次三男の普通の分家に母親が同行する父母分住制が行なわれ、母親の死後の位牌は分家で祀られ、分牌祭祀が成立していると考えられる。ここでも本家分家で財産は等分されていることが注目される。しかしながら宮本常一(1974)では、分牌祭祀や父母分住制について全く触れられていないばかりでなく、「位牌は本家にも次男家にもおく。勝手に作ってもいいのである」(宮本常一1974, 176頁)とも記されている。これは本来の位牌を写して祀る「写位牌」や「本分家位牌分け型」の可能性もあり、分牌祭祀とは異なる位牌祭祀形態である。しかし、本家の祖先祭祀の独占を阻止する点では共通しているといえよう。1992年の調査で筆者も分牌祭祀の存在を確認したが、次男の分家で祀られているはずの初代の母親の位牌が本家でも祀られていた。なお、伊藤幹治(1961)にも宝島の父母分住制、分牌祭祀が記述されているが、宮本常一(1949)の報告以上の内容はない。したがって宝島において葬儀、墓、年忌供養がどのように行なわれているかをこれらの報告から確認することはできない。

これまでの検討から、五島列島以外の九州西南部の分牌祭祀は以下の特徴をもつといえよう。第一は分牌祭祀のみならず、葬式、年忌供養、墓など父母の祖先祭祀の多くを分割する傾向が強いことである。第二に、この地域の分牌祭祀は普通分家と隠居分家のいずれか、もしくは双方を

背景とし、また父母分住制をともなう場合とともなわない場合がみられることである。第三は、財産を長男と次男もしくは本家と分家で均分する傾向が強いことである。したがって本家分家関係はあいまいであって、屋久島に典型的に見られるように、本家か分家かが判然としない傾向がある。これらの傾向は先にみた五島列島の分牌祭祀とほぼ共通するといえよう。

(4) 中国・四国地方の分牌祭祀

ここで九州西南部と近畿・東海地方の中間に位置する中国・四国地方の分牌祭祀について、二、三の事例を検討してみよう。これまで中国・四国地方では3地域から分牌祭祀が報告されている。はじめにとりあげるのは桂井和雄(1950)が報告した高知県の東部、室戸市吉良川の以下のような分牌祭祀である。「吉良川あたりでは、次男が分家すると、女親がそれについて出て、寝泊りも分家の方でいたしますし、男親は長男の方で寝泊りする風がございます。…それで、女親が仏になったら、分家の初めての先祖になって、お祀りは分家ですることになっちゃって、墓は親夫婦一つに刻むことになっております」(桂井和雄1950, 37頁)。この報告によれば、吉良川の方牌祭祀は次三男による普通分家と父母分住制にともなう形態であって、おそらく葬儀、位牌、年忌供養を本家分家で別にするものと思われるが、墓はどちらかに一括して埋葬されるようである。このように吉良川の方牌祭祀の報告はきわめて不十分であって、その内容や背景を明らかにすることができる資料に不足している。四国は隠居制が活発におこなわれているが、吉良川以外からは分牌祭祀もしくはこれに関連する習俗の報告はない。

つぎは瀬戸内海西部に位置する、山口県柳井市平郡島[事例8]の事例である(不破藤敏夫1962)。平郡島の方牌祭祀は以下のように報告されている。「親が病みつき、到底これは全快しないとなると、男親はホンケ(長男)が引き取って『死に水』をとり、葬式もホンケから出し、墓も建て、法事もする。そして、男親の位牌地は長男(ホンケ)のものになる。これに対して、女親の場合には、葬式から後々の法事まですべて次男が行ない、位牌も次男の家に祀られる。そして、女親の隠居の位牌地は次男のものになる。従って、その家の祖先をたぐり位牌をみて行くと、この家が別家筋かどうか直ぐ分るのである」(不破藤敏夫1962, 158頁)。この記述から平郡島では、葬式、位牌、墓、年忌供養を別にする典型的な父母の祖先祭祀の分割が認められるといえよう。その背景となっているのは、次男の普通分家であって、また平郡島には父母分住制はないようである。平郡島の方牌祭祀で注目されるのは、長男に母屋を譲ったあと親夫婦が次男以下を連れて隠居する際に、母屋と隠居屋で「所望わけ」と称する財産分けが行なわれることである。その比率は父母の位牌地をのぞいて、母屋6分、隠居屋4分であって、母屋と隠居屋の割合が接近しているのが特徴である。また父母双方の祖先祭祀の費用にあてられる位牌地の存在も注目される。位牌地とは3畝から5畝程度の土地で、「隠居の男親なり女親なりの死後位牌に対する供養料に当てられる耕地の意味から発したものであり、それは大抵家から近くの、働き易い、良い田畑が当てられている。…男親と女親の位牌地の割合は大抵男親の方が多く、同じ場合もあ

る」(不破藤敏夫1962, 157頁)と説明されている。これは口永良部島の隠居畑と同じ性格の土地である。平郡島の分牌祭祀については、松岡利夫(1960)にもほぼ同様の記述があり、またこの報告には、本家分家に分かれてつくられた夫婦の墓の写真も添えられている。

いまひとつは瀬戸内海中央部の広島県豊田郡豊浜町豊島〔事例9〕の事例である(土田英雄1971)。豊島の隠居制は親夫婦のみの隠居形態であり、父母分住制はここにはない。親が元気なうちは隠居がつづけられるが、「両親が老衰したとき、また親の一方の死別で片親になって世話を必要とするようになったとき、村の慣行によると、父親の世話はアニキ、母親の世話はオトウト(次子)がするようになっている。…そして親が死んだ時の葬式その他、さらに死者の法事の責任一切もそれぞれ分担してはたす」(土田英雄1971, 168頁)。この報告によれば豊島では、葬儀、位牌祭祀、年忌供養を兄と弟で分割するが、墓については分割するかどうか明らかでない。豊島の場合、村内で分家していなくても弟が母の祖先祭祀を担当するから、分割は本家分家間ではなくて、兄と弟(長男と次男)の間で行なわれると理解されるべきである。豊島ではこの慣行がかなり徹底しているようで、他出している場合には代理をたてても、また費用を負担してでも行なわれるという。豊島における財産相続は諸子均分相続が原則であり、したがって本家観念も1代だけで、次の世代にはそれぞれがまた新しい本家をつくり出して行くという。つまり本家観念が微弱であり、各世代において親がいる家が本家と見なされているにすぎない。こうした本家観念や諸子均分相続が、豊島の分牌祭祀の基盤にあると考えられる。なお、こうした慣行は豊島のなかでも漁村の小野浦のみであって、農村部の他の村落では行なわれていない。

このように中国・四国地方の事例は、九州西南部と同様に分牌祭祀のみならず葬儀、墓、年忌供養にいたる父母の祖先祭祀を分割するものであり、財産の均分相続的傾向も九州と共通している。しかしながらこの地域では隠居分家がみられず、また吉良川以外では父母分住制も存在せず、これらを分牌祭祀の基盤としていない点において九州の多くの村落とは異なる様相を見せているといえよう。父母の扶養と祖先祭祀にあてられる「位牌地」の存在も、九州の一部の村落と共通している。

3 近畿・東海地方の分牌祭祀

(1) 三重県一志郡美杉村三多気・杉平

三重県志摩から愛知県三河にかけての地域も、早くから分牌祭祀が行なわれている地域として注目されてきた。この地域の分牌祭祀およびこれに関連する祖先祭祀については、大間知篤三(1938)のなかに、桜田勝徳が調査した志摩町和具の事例が紹介されているのが最も早く、つづいて熊谷好恵(1944)が三河の山村の事例を報告している。戦後これに竹田且(1950)の鳥羽市答志島和具浦の事例が加わったが、九州西南部にくらべて事例数はきわめて少ない。これらの分析は後に試みるとして、ここではまず三重県一志郡美杉村三多気・杉平(1982年調査)の分牌祭

祀を検討してみたい。

三重県一志郡美杉村三多気・杉平〔事例12〕は三重県の西部に位置する山村である。1982年の調査時点において三多気は58世帯、杉平は40世帯の小集落である。三多気・杉平の位牌祭祀の特徴は以下の3点に要約できる。第一は隠居分家の場合、分家者以前の古い先祖の位牌が、本家ではなくて分家で祀られる例がしばしば見られることである。こうした位牌祭祀は本家の祖先祭祀の世代的連続性を阻止する、「世代分断型」の位牌祭祀形態⁽¹⁷⁾である。第二は本家分家間の「位牌分け」であって、同一先祖の位牌が本家分家でともに祀られる形態である。この形態も本家による祖先祭祀の独占を阻害するものである。第三は分牌祭祀である。こうしたさまざまな位牌祭祀形態が複合しているのが、三多気・杉平の位牌祭祀の特徴である。こうした位牌祭祀を形成した要因のひとつは、隠居分家であると考えられる。三多気・杉平では本家をオモヤ、分家をインキョとよぶ。分家は長男が本家を相続したのち、次三男が単独で分家する形態が多いが、長男の結婚を契機として次三男の分家に父母が同行する隠居分家も多い。三多気・杉平では9例の隠居分家が確認されている。隠居分家の場合、本家6分、分家4分の割合で財産分割をするのが一般的のようであるが、なかには半々にわける場合もあるという。一般的な次三男の分家では3分程しか分与されないから、隠居分家には多くの財産が分与されていることは特記されてよい。こうした財産分与は、対等的な本家分家関係を形成しようとする意図のあらわれであるといえよう。

三多気・杉平の位牌祭祀の全体的な構造については、すでに上野和男（1989）に報告したので、ここでは分牌祭祀に焦点をあわせて検討してみよう。三多気・杉平では5例の分牌祭祀が確認されたが、このうち4例は隠居分家にもとづく事例であり、1例が普通分家にもとづく事例である。まず分牌祭祀のいくつかの事例を示してみよう。

事例①は隠居分家にもなつて分牌祭祀がおこなわれた三多気の実例である（図4）。分家（216）の現在の世帯主の父親（B3）が結婚して分家する時に、当時まだ元気だった母親（A2）が分家に同行して隠居分家となった。父親（A1）はこの時すでに本家で死亡していた。この分家では現在、現世帯主の姉妹（2人）、両親、および分家に同行した父の母の5人の先祖の位牌を祀っているが、父の父の位牌は分家では祀られておらず、これは本家で祀られている。したがって祖父母の位牌は、祖父が本家、祖母が分家にかかれて今日にいたるまで祀られていることになる。三多気では隠居分家の場合、父親は本家、母親は分家で位牌を祀る観念が一般的に認められる。しかし、当初は分牌祭祀が行なわれていたが、本家で祀られていた父親の位牌を写位牌などの何らかの形で分家でも祀るようになり、分牌祭祀を解消した事例もある。これは夫婦の位牌は一括して祀るべきものという観念が浸透した結果とみてよいであろう。なおこの事例では、葬儀、年忌供養の分割については明らかでないが、墓は一括して本家にある。

事例②は、最近3世代の間に形成された7軒の本分家間における位牌祭祀である（図5）。この事例には三多気の特徴的な位牌祭祀形態、すなわち分家における分家者以前の先祖の位牌祭祀、分牌祭祀、および本分家間の位牌分けがすべて含まれている極めて注目すべき事例である。ここ

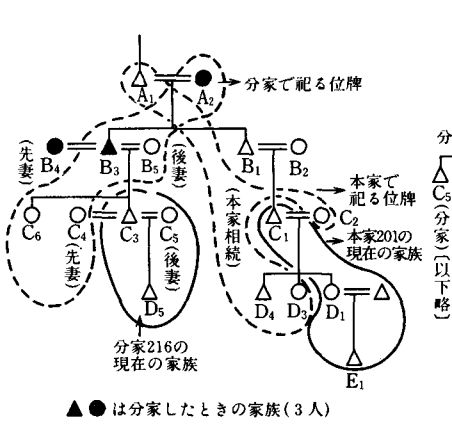


図4 三多気・杉平の分牌祭祀の事例①

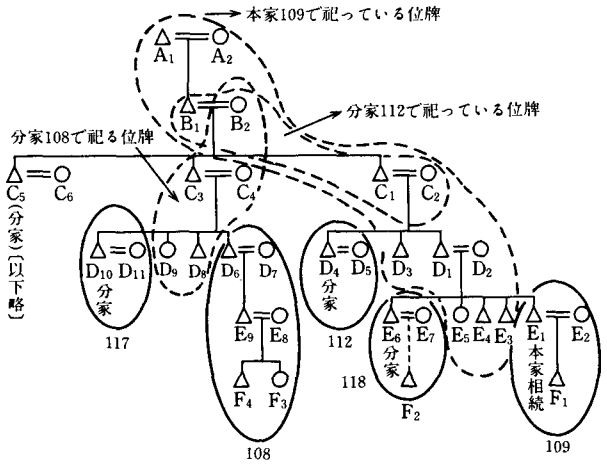


図5 三多気・杉平の分牌祭祀の事例②

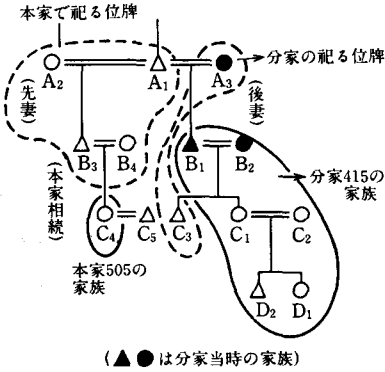


図6 三多気・杉平の分牌祭祀の事例③

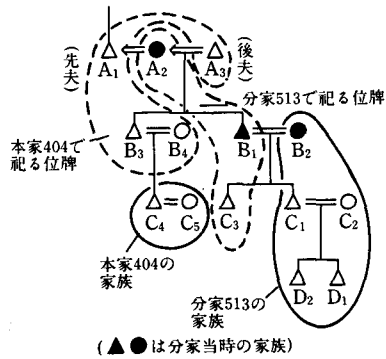


図7 三多気・杉平の分牌祭祀の事例④

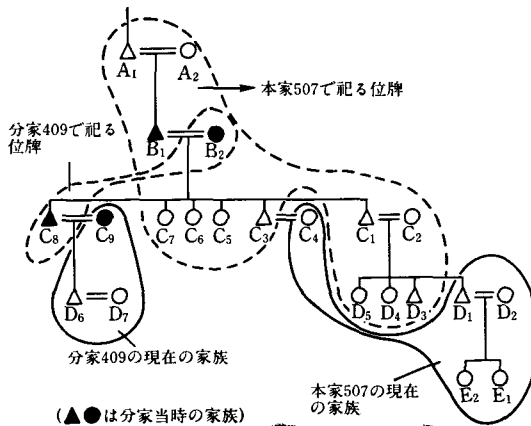


図8 三多気・杉平の分牌祭祀の事例⑤

ではこのなかから分牌祭祀の事例を検討してみよう。108 家族は現在の世帯主（E 9）から見て 2 代前の分家であり、この場合の分家形態は普通分家であった。分家の当事者である世帯主の祖父 C 3，C 4 は結婚のち夫婦だけで現在の場所に分家した。当時祖父母の両親 B 1，B 2 は楽隠居の身であって、本家を長男 C 1 にゆずったあと、別の分家の納屋を借りて煙草屋を開業していた。したがって 108 の分家にはこの両親は同行しなかった。しかしこの両親の葬儀・年忌供養・位牌祭祀は本家と分家で分割された。いち早く死亡した男親 B 1 の葬儀は 112 家族が出し、その後の年忌供養，位牌祭祀もこの家族が担当した。男親の葬儀等は本来は本家である 109 家族がやるべきであるが，親から見て長男にあたる人（C 1）がすでにその当時，隠居分家して 112 家族を創設していたので，その家族が担当することになったのだという。のちに死亡した女親 B 2 の葬儀は分家の 108 が出し，その後の年忌供養や位牌祭祀も 108 が担当している。現在，分家 108 は B 1 の位牌を祀っていないが，本家の 109 家族や葬儀を担当した 112 家族では，B 1 とともに B 2 の位牌も祀っており，分牌祭祀の状況は変化している。つまり本家は図にみるように，その後何らかの形で，女親の位牌祭祀を開始し，B 1，B 2 夫婦の一括祭祀を実現しているのである。おそらくこれは写位牌と思われるが，結果として本家分家間で同じ先祖の位牌を祀っているから，これは本家分家間における一種の「位牌分け」形態でもある。なおこの事例では墓は一括して本家にあり，分割されていない。さらにこの事例で注目すべきことはこの両親の葬式や祖先祭祀の費用にあてるために，112 家族と 108 家族には「オジの気持」「オバの気持」といって，男親の死後のショウブワケ（形見分け）の時に 112 家族は田を，また 108 家族は若干の畑を分与されたことである。両親の祖先祭祀の分割にともなって祖先祭祀のための耕地をとくに分与する事例は，すでにみたように五島崎山や口永良部島にも認められた。この事例における耕地の分与も五島や口永良部島と共通するものであるといえよう。現在，分家 108 家族ではこの女親のほか，現在の世帯主の兄弟姉妹（D 8，D 9），両親（C 3，C 4）の 4 人の位牌を祀っている。さらに 108 家族は，現在の世代において分家 117 を出しているが，この分家は普通分家であって，しかもこの分家はまだ死者を出しておらず，全く位牌を祀っていない。

以下は杉平の事例である。杉平の分牌祭祀はすべて隠居分家にもとづくものである。事例③は再婚による隠居分家にもなう分牌祭祀の事例である（図 6）。本家 505 から分家 415 が分家するときの方式は隠居分家であった。分家は現在の世帯主の父母 B 1，B 2 が分家したものであるが，その時に父母の女親 A 3 も分家に同行した。この女親は父母の父親の後妻であり，したがって後妻がその子供とともに分家した形態である。再婚が隠居分家の契機となり，分牌祭祀の契機となる事例は茨城県などでも多く見られるが，杉平でもこうした再婚が隠居分家を促進する要因となることが多い。分家では現在この後妻と世帯主の兄弟の位牌の 2 つを祀っており，一方本家では世帯主の両親とその両親，つまり分家に出た後妻の夫とその先妻を祀っている。この事例では三多気の事例のように，本家と分家が共通の先祖の位牌を祀っていることはない。

事例④もまた隠居分家にもなう分牌祭祀の事例である（図 7）。分家 513 は，長男 B 3 が本

家 404 を継いだあと、母親 A 2 が次男夫婦 (B 1, B 2) を連れて分家したものである。この母親ははじめ本家に嫁に来たが、夫が病死したために婿養子を取ってこの家を継いでいた。母親が分家する時にはこの婿養子も健在であったが、婿養子は本家に残り母親だけが分家に同行した。これは夫婦が本家と分家の二つの家族の別々に居住する形であり、一種の分住状態である。分家では現在、世帯主の兄弟 (C 3), 父 (B 1), 父の母 (A 2) の 3 人の位牌が祀られているのに対して、本家では現世帯主からみて父, 母, 父の父, 父の父 (継父) の 4 人が祀られている。したがって今日でも分牌祭祀の形態が持続している。

事例⑤もまた隠居分家にもなる分牌祭祀の事例であるが、これに加えて本分家で両親の葬儀の分割もあわせて行なっている事例である (図 8)。この事例では再婚という要因が見られないから、分牌祭祀の状況をより明確に理解することができる。分家 409 は現在の世帯主の父の世代の分家である。分家にあたっては世帯主の父母 (C 8, C 9) のほかに、その両親 (B 1, B 2) がついてきた。したがってこの段階では分住とはならなかった。この兩人ともやがて分家で死亡するが、父親の葬儀はオモヤの 507 で出し、母親の葬儀はインキョの 409 で出した。ここで葬儀の分割がおこなわれたのである。その後の位牌祭祀をみると、分家では現在、分家したときの当主であった世帯主の父 C 8 とその母 B 2 の 2 人の位牌を祀っている。一方本家では現世帯主の兄弟姉妹 (3 人), 父, 母, 父の兄弟姉妹 (4 人), 父の父, 父の母, 父の父の父の合計 11 人の位牌を祀っている。これによれば、分家は今なお分家に同行した母親の位牌を祀っているが、父親の位牌は祀っていないから一種の分牌祭祀的状况にある。しかし、分家した母親の位牌は本家でも祀られており、本家では父母の位牌が一括して祭祀されている。またさらに前の先祖も夫婦が一括して祀られているから、本家の位牌祭祀の世代的連続性が切断されているわけではない。

このように三多気・杉平においては現在でも多くの分牌祭祀の事例が見られる。これまでの事例から、三多気・杉平の分牌祭祀の特徴として以下の諸点をあげることができる。第一は分牌祭祀の多くが隠居分家にもとづく点である。分牌祭祀にかかわる隠居分家には親夫婦がともに同行する場合もあるが、母親だけの場合も見られる。この場合には親夫婦が本家と分家に分住する状態となる。第二は分牌祭祀には、多くの場合葬儀や年忌供養の分割もこれに付随するのが一般的であることである。ただし三多気・杉平では墓まで本家分家で分割する例はない。三多気・杉平ともに墓制は両墓制であり、サンマイとよばれる埋め墓では家ごとの区画はなく、古く埋葬した場所に埋葬する。したがって夫婦であっても近接した場所に埋葬されるとは限らない。石塔を立てるダントウバは家ごとに区画されている。第三は、分家当初は分牌祭祀を行なっても、のちに先祖夫婦の位牌のうち欠けている位牌を写して祀る形態がしばしば見られることである。この傾向は本家につよいが、分家でも行なわれている。これによって分牌祭祀から、本家分家で共通の先祖の位牌を祀る本家分家間の「位牌分け」の形態に移行したことになる。これは先祖夫婦は一括して祀るべきという観念の浸透によってもたらされたと考えられるが、これによって本家における夫婦一括の祖先祭祀の連続性が実現されることになる。これは位牌祭祀形態の大きな変化で

あり、祖先観念の大きな変化である。しかし本家が祖先祭祀を独占する事態にはいたっていない点は注目すべきである。第四は、三多気・杉平の位牌祭祀にはさまざまな形態があり、分牌祭祀はそのうちのひとつにすぎず、分牌祭祀が徹底して行なわれているとはいえないことである。むしろさまざまな位牌祭祀形態と複合しながら分牌祭祀が存在していると考えべきである。さらに第五は、分牌祭祀の場合に分家により多くの財産が分与されることと、分けられた先祖の祭祀の費用にあてるために、形見分けの際に若干の田畑が位牌とともに分与されることである。これは五島などにも見られるが、近畿・東海地方では三多気・杉平以外では報告されていない。

(2) 近畿・東海地方各地の分牌祭祀

東海地方において分牌祭祀に関連する分葬制の事例としていち早く紹介されたのは、三重県志摩郡志摩町和具の例である。和具では、「父が兄にかかり、母が弟にかかる習はしがあり、隠居で親が死んだ場合に、父なら屍を本檀（本家）に移して其所から葬式を出し、母なら隠居から葬式を出す」と報告されている（大間知篤三1938, 36頁）。和具の隠居は隠居分家であり、したがって和具では隠居分家の場合に、父の葬式を本家を出し、母の葬式を分家に出す分葬制が広く行なわれていると見ることができる。この記述からすれば、和具には父母分住制はないようである。またこの報告では、墓・位牌・年忌供養の分割については触れられていないから、分割されるのは葬式のみと理解してよいであろう。志摩町和具よりやや西の南島町阿曾には、父親の葬式の位牌持ちを長男がつとめ、母親の葬式の位牌持ちは次男がつとめる習俗があるが、これは葬儀における役割の分担である。また阿曾では隠居分家した父母について、「本当ならば、母親が（分家の）先祖ガシラになる筈だ。父親は死ねば位牌だけは本家に帰してしまふ」（竹田且1950, 38頁）、と報告されているが、この報告からは分牌祭祀かどうかは確認できない。

志摩地方の分牌祭祀についてより明確な事例は、竹田且（1956）が報告した鳥羽市答志島和具浦〔事例13〕のつぎのような例である。「インキョに両親がついて行くか、母親だけがついて行くかは、親の考え一つである。昔は後者の例の方が多かった。いずれにしても親は死ぬまでインキョで暮すのが建前である。母親だけの場合、葬式はむろんインキョですが、位牌持ちは長男になることもある。しかし、位牌はインキョにとどまり、盆や年忌には本家も親戚もここに集まる。母親がインキョの先祖の第一代である。両親がついて行く隠居分家の場合、父が死ねば、まず屍を本家に移して、そこで葬式を出す。こうして、両親の位牌は本家・分家に分かれる（父母分牌祭祀）。ただし分家では父親の位牌を複製して、本家とは別に祀っている家もときにはあるらしい。この地は曹洞宗だが、お墓は本家・分家一緒で、石塔は夫婦で1本立てる」（竹田且1956, 17頁）。この報告によれば、和具浦では分牌祭祀の前提としては、隠居分家と、父母分住制をとる次三男の普通分家とがある。分割は分牌祭祀のみならず葬式、年忌供養などにも及んでいるが、墓は分割されない。和具浦の分牌祭祀で注目されるのは、分家にも先祖がなければならぬという観念である。このことについてはつぎのように報告されている。「アラジンショウに仏

表2 中国四国および近畿東海地方のおもな分牌祭祀

事 例	9	10	11	12	13	14
地域名	山口県 柳井市平郡島	広島県 豊浜町豊島	京都府 竹野郡旧竹野 村	三重県 美杉村三多気 ・杉平	三重県 鳥羽市答志島	愛知県 南北設楽郡地 方
分牌祭祀	父一本家 母一分家	父一兄(長男) 母一弟(次男)	父一本家 母一分家	父一本家 母一分家	父一本家 母一分家	父一本家 母一分家
葬式	○	○	○	○	○	○
年忌供養	○	○	○	○	○	?
墓	○	?	?	×	×	?
村外での祭祀	—	○	—	—	—	—
父母分住制	×	×	×	○ 父一本家 母一分家	○ 父一本家 母一分家	?
父母の世話	父親は長男, 母親は次男が ひきとる。	父親は長男, 母親は次男が ひきとる。	父親の死後, 母親は分家に 行く。	(父母分住制)	(父母分住制)	父親は本家, 母親は分家で 死世話。
普通分家	普通分家	普通分家	普通分家	普通分家	普通分家	普通分家
隠居分家	×	まれにある	×	隠居分家	隠居分家	×
三男分家	×	×	×	×	×	×
本家と分家		親のいる家が 本家。本家観 念は1代の み。				
財産分割	先祖代々は本 家。6分は母 屋, 4分を隠 居。	諸子均分相続	—	本家6分, 分 家4分に分 割。	—	—
父母祭祀土地	位牌地	—	—	「オバの気持」	—	—
隠居制	親夫婦+子供 の隠居	親夫婦の隠居	親夫婦+子供 の隠居	(隠居分家)	(隠居分家)	—
その他の 位牌祭祀			「仏のない家 に居るもので はない」	本分家位牌わ けなど。	写位牌もあ る。分家には 仏がなければ ならない。	隠居分家で祖 父母, 父母の 位牌祭祀。

(注: 分家形態に関してはその地域の分家形態のうち分牌祭祀の基盤になっているもののみを掲げた)

がなくてはいかんと行って、インキョをつくる時、本家の位牌の中から○○童子・××童女などとあるのを一つ貰って行って、盆にはこれを祀る。仏のいない家は、当主が早く死んで仏になるといい、誰でもいいから仏を貰って行って祀るのだとっている」(竹田且1956, 17頁)。こうした観念は南島町阿曾や、のちのべる京都府竹野村や滋賀県小浜市の村落でもいわれている。和具浦の分牌祭祀がこうした観念と関連している可能性も無視できないであろう。いまひとつ和具浦の事例で注目されるのは、分家が本家で祀っている父親の位牌を複製して祀る方法である。これは本家分家間における「位牌分け」の可能性もあり、またこの地域の多様な位牌祭祀の様相を示唆しているとも考えられる。志摩地方では答志島にほかに、磯部町穴川や志摩町間崎島でも、隠居分家にとまなう分牌祭祀が行なわれていると報告されている(竹田且1964, 440頁)。しかし、穴川の別の報告では、葬儀が本家分家で別にされるが、位牌は本家で一括して祭祀されると記述

されており、両者の報告は一致していない（土田英雄1962）。

中部地方の分牌祭祀は愛知県の平野部や三河の山間地域でも見られる。伊藤良吉（1988）によれば、尾張平野の位牌祭祀は父系的な位牌祭祀のほか、「位牌分け」や屋敷先祖の位牌祭祀などもあり、きわめて複雑な様相を示しているという。この地域の「位牌分け」を始めとする位牌祭祀は、今後さらに調査研究の必要がある。愛知県南部の知多市岡田では、分家に均分相続にちかい財産を分与するが、ここで分葬制と位牌分けが行なわれている。岡田の報告にはつぎのような記述がある。「こうした財産分与と大いに関係があると思われるが、…それは親の葬儀である。つまり父親の葬儀には長男が喪主となって一切を取り仕切り、母親の場合は分家を取り仕切るのである。そして、分家には『位牌分け』と称して、母親の位牌が祀られている」（伊藤公平1987, 57頁）。岡田では親夫婦の隠居が活発に行なわれているが、このほかに隠居分家や父母分住制もみられるから、これらが分牌祭祀に関連していると思われる。

さらに三河の山間地域の南北設楽郡〔事例14〕にも分牌祭祀が見られる。三河の山村の分牌祭祀をいち早く報告したのは熊谷好恵（1944）である。この報告には次のような記述がある。「持仏は何れの家にも在るがアラヤの場合は其屋敷の先亡（前住者）及両親の位牌を祀って居る。又シンヤの場合は本家の嫡兄が親父の始末をなし弟（妹）はお袋の死世話をするのが通例であった関係でシンヤでは母親の位牌を先祖としているものが多い。次に隠居と呼ぶ家では祖父母（隠居した者の父母）父母2代の位牌を祀って居る」（熊谷好恵1944, 34頁）。この記述は複雑であるが、要するに絶家を再興したアラヤでは屋敷先祖の位牌祭祀、次三男の分家であるシンヤでは分牌祭祀、隠居分家であるインキョでは祖父母・父母2代夫婦の一括位牌祭祀が行なわれているのである。ここでは分牌祭祀は隠居分家にとまなうものではなくて、普通分家の場合に行なわれることになる。父母分住制があるかどうかはこの報告からは確認できない。ここでは本家分家関係は「地分け」とよばれて、本家分家が明確であり、また均分相続の傾向もない。これまで分牌祭祀は均分相続的傾向の村落に見られたから、こうした本家分家関係の村落で分牌祭祀が行なわれている事例はこれまでになかった。分牌祭祀とともにこの報告で注目されるのは、隠居分家の場合に祖父母・父母の祖先祭祀が分家で行なわれているという事実である。この場合、本家がどのような位牌祭祀をしているかが明らかでないが、こうした分家の位牌祭祀は本家の祖先祭祀における連続性を阻止すると考えられる。この報告からも、三河山村の位牌祭祀はさまざまな形態を含む複雑な構造をもつといえよう。

近畿地方における分牌祭祀の唯一の事例は、宮本常一（1949）が報告した京都府竹野郡丹後町（旧竹野村）〔事例11〕である。竹野村の分牌祭祀は次のように報告されている。「おぢいさんの始末は長男（ホンヤ）ですが、残ったばアさんは分家へ行く事が多い。ここでは仏のない家に居るものではないと言うてばアさんを分家につけ、ばアさんの葬式法事も分家でする事もあり、ばアさんの葬式文はホンヤですて拜むのは分家でするのもある」（宮本常一1949, 175頁）。この記述から竹野村では普通分家の場合に、分牌祭祀や葬儀、年忌供養の分割が行なわれていること

が確認できるが、墓については明らかでない。本家分家関係や財産相続に関しては記述がまったくないので、分牌祭祀の背景は明らかにできないが、宮本常一も指摘しているように分家には先祖が必要であるという観念との関連が重要であるといえよう。

近畿・東海地方の分牌祭祀の特徴としては以下の諸点を指摘できよう。第一に、この地域の分牌祭祀は墓の分割までをとともなう徹底した例がみられず、また位牌分けや屋敷先祖の位牌祭祀などさまざまな他の位牌祭祀形態と複合して分牌祭祀が存在し、分牌祭祀はそれ自体としては徹底性を欠いていることである。第二に、答志島や竹野村の事例に見られるようにこの地域の分牌祭祀が、家には先祖が不可欠であるという強い観念と関連していると考えられることである。こうした観念との関連は九州西南部にはみられなかったこの地域の特徴といえよう。九州西南部では、分牌祭祀が財産相続に関連して説明されるのに対して、近畿・中部地方では家の先祖の観念との関連で説明されるという差異がある。

4 関東・東北地方の分牌祭祀

(1) 茨城県東茨城郡桂村岩船

茨城県から福島県南部にかけてのいくつかの村落から、分牌祭祀ないしこれに関連する分葬制が報告されている。父母の葬式を本家分家で分割する分葬制については、いちやく大間知篤三(1959)が福島県白河市周辺(19)の事例について報告した。大間知篤三のこの報告は普通分家にとともなう分葬制であるが、隠居分家にとともなう分葬制はその後、茨城県勝田市堀口や下高場から報告されている(上野和男1972, 1973)。この地域の明確な分牌祭祀については、茨城県勝田市の分牌祭祀についての竹田且(1975, 1990)の報告が最初である。ここでとりあげる茨城県東茨城郡桂村岩船〔事例15〕(1973年の調査時点において、戸数52戸、人口195人)は茨城県南部に位置するやや山間の水田稲作農村である。岩船では代々の家族の代表者夫婦を祀る父系型の位牌祭祀、分牌祭祀、位牌分け、世代切断型の位牌祭祀などさまざまな型の位牌祭祀が複合して行なわれている。この点では先に示した三重県三多気・杉平に類似している。

分牌祭祀や分葬制について岩船の人々は、「シンタクが立っていればそうでしょう。ふつうでしょうね。シンタクがなければ、ホンタクで両方しまうのがふつう。今はシンタクする人はいない」「ふつうはホンタクはおじいさんをしまう」「おじいさんはホンタクでしまう。おばあさんはシンタクでしまう。シンタクをたてれば、たいがいこういう風ですなあ」「財産をわけてやるので、(シンタクも)親のめんどろをみる」などと語っている。これらはいずれも岩船において、分牌祭祀の観念がきわめて強いことを示しているといえよう。財産分割と父母の祖先祭祀の分割を結びつける説明は、九州西南部の分牌祭祀にもみられた説明である。

岩船の分牌祭祀の基礎となるのは隠居分家である。岩船では次三男の普通分家も活発に行なわれているが、この場合には分牌祭祀は行なわれない。この点において岩船の分牌祭祀は隠居分家

という分家形態に関連しているといえよう。しかしながら隠居分家であっても、分牌祭祀が行なわれない場合もある。調査の時点で確認できた岩船の隠居分家は5例であったが、このうち3例で分牌祭祀が行なわれ、1例は確認ができないが、他の1例は明らかに分牌祭祀を行っていない。分牌祭祀を行なわなかった例は、本家を養子に相続させたあと親夫婦が隠居し、この隠居のちに分家となり、分家で生まれた実子に分家の跡を継がせたものである。親夫婦の葬式はいずれも分家を出し、位牌は分家でいまでも祀っている。ただし墓は本家と分家の区別がないという。親夫婦より前の先祖の祭祀は本家で行なわれている。この事例の場合、親夫婦の隠居後に実子が生まれたという、いわば特殊事情が分牌祭祀にいたらなかった要因のようである。なお、岩船には父母分住制はない。岩船の分牌祭祀の事例は3例のみであって、五島崎山のように分牌祭祀が広く一般に行なわれているとはいえない。しかしながら村人の説明にもあったように、家族の特殊事情によって、行なわれるものでもない。この間の事情はいくつかの事例によって明らかにしなければならない。そこで岩船の分牌祭祀の3つの事例について検討してみよう。

事例①は現在の本家の世帯主の祖父母（A1，A2）について、大正時代に分牌祭祀が行なわれた事例である（図9）。その後は分家もふくめて、分牌祭祀は行なわれていない。調査時点において隠居していたC1の話を中心に、この家族の分牌祭祀の過程をたどってみよう。C1が生まれた1894年（明治27年）頃のこの家族の構成は図に示すとおりであって、この家族はホンタク、インキョ、カンキョの3つの生活単位にわかれて生活していた。インキョはホンタクの西側にあり、またカンキョは南側にあった。カンキョは古くからあったが、インキョはC1の出生後すぐに形成されたものである。この場合の隠居で興味深いのは、C1がインキョで生活していることである。これは隠居制家族にしばしば認められるいわゆる隠居孫であり、岩船ではインキョムスコ、インキョマゴと呼ばれる。3歳ちがいの姉はホンタクにいたから、この兄弟は小さい頃から別々に育てられたことになる。C1は高等小学校を終了するまでインキョで育てられ、その後ホンタクに戻った。岩船ではインキョムスコは甘やかされて育つから、「インキョムスコ、インキョマゴは300円安い」といわれる。隠居時点でホンタクとインキョで田畑・山林を分割した。ホンタクの分は田7反、畑5反、インキョは田5反、畑7反だったという。ホンタクとインキョはほぼ半分ずつ分割したことになる。インキョに分割した土地はインキョメンと呼ばれる。インキョとホンタクは生活の様々な側面を別にしたが、岩船の隠居制は別居、別カマド、別財であって、隠居屋の独立性のきわめて高い隠居制であった。正月の門松はそれぞれに立て、ワカミズも別々の井戸から汲んだという。神棚はホンタクにもインキョにもつくり、位牌はインキョで祀った。したがって盆棚もインキョにつくって盆行事を行なった。

さて、1917年（大正6年）にこのインキョを火事で消失したのを契機として、A1，A2夫婦はB3を連れて隠居分家した。すでにインキョのときに分割された土地インキョメンがそのままシンタクの土地になった。その後、A1，A2夫婦のうち父親A1が先に分家で死亡した。そのときは死体をただちに分家からホンタクに運んで、ホンタクの費用でC1が中心となって葬式を

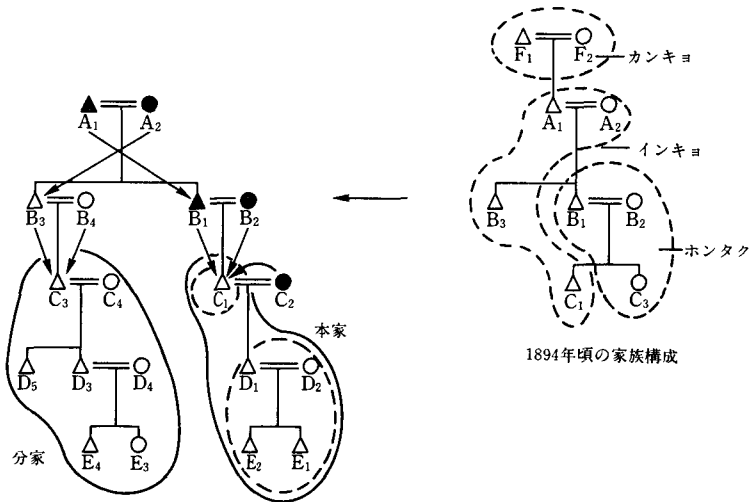


図9 岩船の分牌祭祀の事例①

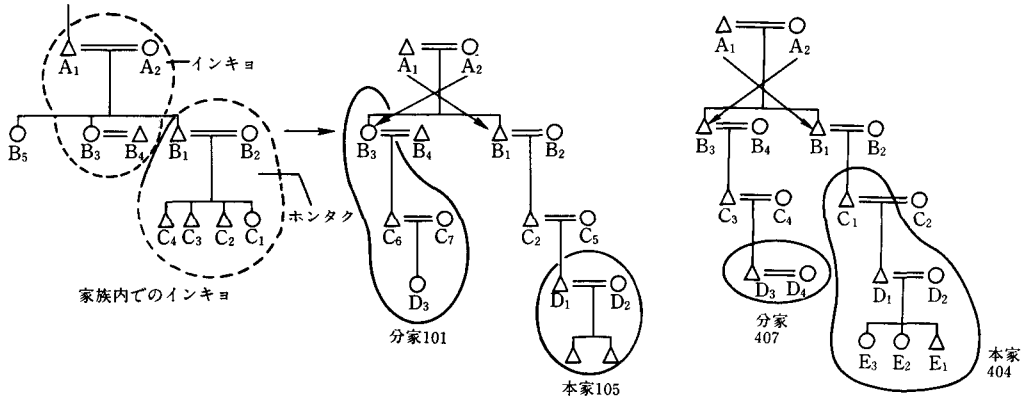


図10 岩船の分牌祭祀の事例②

図11 岩船の分牌祭祀の事例③

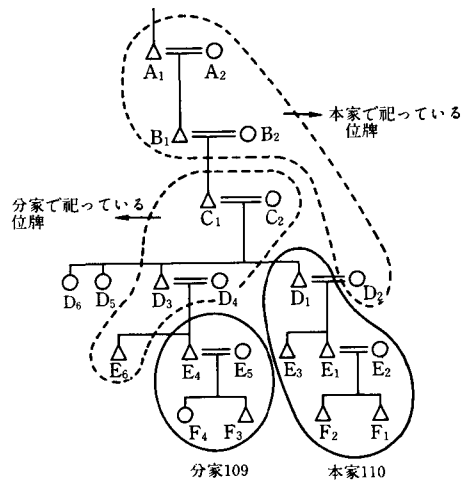


図12 岩船の世代分断型の位牌祭祀の事例

出した。このとき白木の位牌は本家で祀り、他の子供たちには位牌分けによって、紙の位牌であるカイミョウを配った。A1の死後もA2はひきつづき、隠居分家で生活をつづけた。母親A2はその後88歳の祝いの直後に分家で死亡した。このときは分家で葬式を出し、白木の位牌も分家の方につくって、現在でもこれを祀っている。このときにも他の子供たちには、紙の位牌であるカイミョウを配った。墓は隠居分家の当初は分家にはなかったが、その後分家の墓もつくった。A1が死亡した時点ではまだ分家の墓はなく、A1はホンタクの方の墓に埋葬した。A2のときはシンタクの方の墓に埋葬した。ただし、A1、A2夫婦の石塔は本家と分家で金を出し合って本家の墓の方に建てた。年忌供養はその後本家と分家で別々に営んでいる。この家族ではその後は、夫婦とも一括して祭祀されており、分牌祭祀はまったくおこなわれていない。

この家族の分牌祭祀の過程を整理すれば、つぎのような4段階にわけることができる。①親夫婦と相続者以外による家族内部における隠居、②隠居から分家の成立、③父親の死亡と本家での葬儀、本家の墓への埋葬。④母親の死亡と分家での葬儀、分家の墓への埋葬。そして⑤以後の別々の年忌供養。この家族の分家について注目されるのは、岩船では家族内部での親夫婦の隠居がしばらくして分家となり隠居分家が成立する点である。

事例②もこれと類似する事例である(図10)。まず大正時代の初期とおもわれる頃に本家のなかで、A1、A2の親夫婦と娘B3、それに娘婿B4が隠居した。これは長男(B1)に跡をゆずったのちに親夫婦が娘夫婦を連れて隠居したものである。その後、この隠居がシンタク(分家)となり、親夫婦が死亡すると、父親の葬式は本家が出し、位牌も本家で祀り、年忌供養も本家で営んで現在に至っている。一方母親の葬式は分家を出し、位牌も分家で祀られている。A1、A2夫婦の墓はたしかではないが、夫婦とも本家の墓に埋葬されているようである。その後はこの本家分家では分牌祭祀が1例もおこなわれていない。

この事例の詳細については不明の部分が多いが、家族内部の隠居が分家となり、その後親夫婦の葬儀、位牌祭祀、年忌供養が本家分家で分割されている点において、事例①と共通しているといえよう。ただしこの事例においては、分家したのが婿をとった娘である点がこれまでの事例と異なっているばかりでなく、日本の分牌祭祀において娘の分家が母親の葬儀を行ない、位牌を祭祀している例はこれがはじめてである。この事例に即していえば、「父親—長男の本家、母親—長女の分家」の関係で、父母の祖先祭祀の分割がおこなわれたことになる。このことは岩船においては分家であれば、次三男の分家ばかりでなく、娘の分家にも親の祖先祭祀が分割される可能性があることを示しているといえよう。

事例③はさらに詳細な事情が不明であるが、3代前の夫婦(A1、A2)について分牌祭祀がおこなわれた事例である(図11)。この分家も家族内の隠居がのちに分家に発展したもので、分家の現在の世帯主(D3)は、母親A2の位牌が分家で祀られていることについて、「むかしはインキョで世話をしたからでしょう」と説明している。

このように岩船でも少数ではあるが父母の祖先祭祀の分割がおこなわれており、事例①を典型

とすれば、本家分家間で葬儀、位牌、墓、年忌供養が分割されている。すでにのべたように、岩船においては隠居分家であっても分牌祭祀が行なわれない事例もあり、この点において岩船の分牌祭祀は徹底性を欠いているといえよう。岩船の分牌祭祀が徹底性を欠いている要因のひとつは、「位牌分け」「世代分断型」など分牌祭祀以外の位牌祭祀形態も行なわれていることにあると思われる。岩船の位牌分けは本家で白木の位牌を祀り、子供全員に半紙に戒名を書いて渡すものである。戒名を書いた紙を岩船ではカイミョウと呼んでいる。葬式が終わったあと兄弟が集まったところで、本家の相続者が、たとえば「オヤジの位牌だから、持って行って線香をあげてくれ」といってカイミョウを渡す。女性たちはカイミョウを貰うと婚家の仏壇でこれを祀る。婚家でいつまで祀るといふきまりはないようであるが、33年忌までは祀るといふ。岩船はかつて儀礼的親子関係がさかんに行なわれた村であるが、カイミョウは実子ばかりでなくコドモブン（子供分）にも配られる。岩船の位牌分けは子供全員に位牌が配分される型の位牌分けであり、本家分家間だけに位牌分けが行なわれる三重県三多気・杉平〔事例11〕とは異なる。

岩船のいまひとつの特徴的な位牌祭祀形態は「世代分断型」の位牌祭祀である。これもまた隠居分家が行なわれた場合の形態である。図12はこの型の位牌祭祀の事例を示したものである。この事例では、分家(109)はC1、C2夫婦の隠居屋にD3が移り住んでしばらくして隠居が分家となったもので、D3が分家のあとつぎである。分家にあたっては屋敷の回りの土地を本家から分けてもらったという。現在分家では隠居したC1、C2夫婦、そのあとつぎで分家創設者であるD3、D4夫婦、および戦死したE6の位牌を祀っている。本家では古い先祖の位牌は祀られているが、C1、C2夫婦の位牌は祀られていない。本家の先祖代々の位牌祭祀のなかで、C1、C2夫婦の位牌が分家に奪い取られた形となっている。その結果、本家の位牌祭祀は切断され、超世代的な連続性が阻止されたのである。これが世代分断型の位牌祭祀である。この型の位牌祭祀も隠居分家の場合に行なわれるが、隠居分家した親夫婦の祖先祭祀は分家で一括して行なわれており、この点で分牌祭祀とは異なる位牌祭祀形態である。むしろ分牌祭祀の形態をとらずに、父母一括して分家で祖先祭祀が行なわれるのである。

これまでの分析から岩船の分牌祭祀の特徴としては以下の諸点をあげることができよう。第一は分牌祭祀は隠居分家にもなっているが、隠居分家のすべてで分牌祭祀が行なわれるとは限らず、分牌祭祀が不徹底な形で行なわれていることである。位牌分けや世代分断型の位牌祭祀などにまじって分牌祭祀が行なわれているのである。第二に、岩船においては葬式、位牌祭祀、年忌供養、墓にわたって父母の祖先祭祀の分割が行なわれていることである。ただし、墓についてはすべて分割が行なわれるかは確認できない。第三は、分牌祭祀の説明として、財産分割と親の祖先祭祀を結びつけるのが一般的であることである。こうした説明は九州西南部で一般的であったが、岩船でも同じ説明が行なわれていることは注目される。

(2) 茨城県各地の分牌祭祀

つぎに岩船の分牌祭祀と比較する意味で、周辺の分牌祭祀および分葬制を検討してみよう。茨城県下ではじめて分葬制が報告された勝田市堀口（1971年調査）では、隠居分家が行なわれた場合、親夫婦は生きている間に本家にもどることはないが、死後の処置については家族によって多様である。ある家族では父母の葬式が本家分家で別々に出されている。この家族では、父親の葬式は本家を継いだ長男が喪主になって本家の費用で出し、母親の葬式は分家の費用で、分家した次男が喪主になって出した。父親の場合、分家で死んでも本家で葬式を出すという。しかし死体は父母ともに本家の墓に埋葬し、位牌も本家で祀り、年忌供養も本家で営んでいる。つまりこの家族では葬式を別にしただけで、位牌祭祀や墓、年忌供養など本家に集中されていることになる。したがってこの場合には、本家の祖先祭祀における世代的連続性は確保されている。堀口の別の家族の事例では、父母の葬式・年忌供養をいずれも分家でやり、位牌祭祀も分家が独占している。この場合には本家の祖先祭祀における世代的連続性は阻止されることになる。

勝田市下高場 [事例16] (1972年調査) でもかなりの分葬制がみとめられるが、明確な分牌祭

表3 関東・東北地方のおもな分牌祭祀

事 例	15	16	17	18
地域名	茨城県 桂村岩船	茨城県 勝田市下高場	茨城県 勝田市佐和	福島県 平田村九生滝
分牌祭祀	父—本家 母—分家	なし	父—本家 母—分家	家つき—本家 婚入者—分家
葬式	○	○	○	○
年忌供養	○	×	○	○
墓	×	×	×	×
村外での祭祀	—	—	—	—
父母分住制	×	×	×	×
父母の世話	父親の死後、母親は分家に行くこともある。	とくに世話しない。	父親の死後、母親は分家に行くこともある。	
普通分家	×	×	×	普通分家
隠居分家	隠居分家	隠居分家	隠居分家	隠居分家
三男分家	×	×	×	×
本家と分家				
財産分割	—	—	分家には本家の4割の財産を分与。	本家6分、分家4分に分割。あるいは半々。
父母祭祀土地	—	—	—	—
隠居制	親夫婦の隠居	親夫婦+子供の隠居	親夫婦+子供の隠居	親夫婦の隠居
その他の位牌祭祀	位牌わけ 世代分断型	位牌分けなし 位牌は本家に集中	写位牌もある	位牌わけ 世代切断型の位牌祭祀

(注：分家形態に関してはその地域の分家形態のうち分牌祭祀の基盤になっているもののみを掲げた)

祀は行なわれていない。父母の葬式を本家分家で別々に出すことについて下高場の人々は、「葬式はおじいさんはホンタク（本家）で、おばあさんはインキョヤ（分家）でやるというのが本当だ」「本当はホンタクで1人、シンヤで1人葬式を出す」「シンヤは兄さんから財産をもらうからオヤひとりをししまう」と語っている。これらは人々の分葬の観念の強さを示すものであり、また財産の分割に関連して父母の葬式の分割が説明されている事実は注目される。下高場で父母の葬式の分割が行なわれるのは、隠居分家に限定され、次三男の普通分家の場合には行なわれない。下高場では明治以降において6例の隠居分家を確認したが、そのうち分葬が行なわれたのは1例、分葬を予定するものが1例で、やむなく父母とも分家で葬式を出したのが一例で、分葬をしなかったのが1例、父の葬式は本家でやったが、母は健在なの⁽²⁰⁾が1例、残る1例は明らかではない。分葬を実行ないし予定している2例は以下のとおりである。

第一の事例は1938年頃の隠居分家の事例である（図13）。分家したC2が生まれた1915年には、祖父母のA1、A2はすでに屋敷内に隠居していた。この隠居は食事・住居・田畑を分割した独立性の高い隠居であった。祖父A1は1935年、まだ分家ができていない頃に死亡し、このときの葬儀は本家を継いだ長男（男子は1人のみ、女子が2人）が出した。C2は隠居していた祖父母のいるインキョヤで小さい時から生活してきたインキョムスコであり、成長してもインキョヤで生活しつづけ、1938年に結婚した時点で、祖父母のインキョヤを継いでインキョシンヤ（隠居分家）となった。このときに本家から田畑・山林などの財産分与を受け、また村にも挨拶をして、下高場の一軒前を意味するムラズキアイに参加した。祖父母には男子が1人しかなかったので、隠居孫が祖母A2とともに隠居分家したものである。隠居分家して4年後の1942年頃、祖母A2が死亡した。このときの葬式は、場所は本家であったが、費用は分家したC2が負担した。祖父母の墓は本家につくり、また年忌供養も本家でやった。下高場の隠居制家族では、位牌祭祀は隠居屋で行なわれるのが一般的であり、この家族でも祖父母A1、A2の隠居時点で、それまで本家で祀っていた先祖代々の位牌をまとめて隠居屋に移動した。1938年の隠居以後は分家の方で、先祖代々の位牌を祀ってきた。祖父母の死後は分家にあった位牌はまとめて本家に移動し、現在は本家で先祖代々の位牌を祀っている。したがってこの家族では、隠居分家によって父母の葬儀を分割し、位牌も一時は分家で祭祀しても、最終的には本家が先祖代々の祖先祭祀を独占することになったから、祖先祭祀の世代的連続性は確保されたことになる。

第二は1965年頃の隠居分家の事例である（図14）。A1、A2は1957年に長男（B1）に相続させて、まだ始末のついていなかった2人の子供（B6、B7）を連れて、別屋敷につくった隠居屋（のちに分家家屋となる）に隠居した。隠居にあたっては、ほぼ母屋2、隠居屋1の割合で田畑を分割した。またこの時点で母屋で祀っていた5代にわたる先祖代々の位牌は隠居屋に移動したので、母屋には位牌はなくなった。その後、1965年にB6が隠居屋に嫁を迎えた。この結婚を契機にシンヤと呼ばれるようになり、また村のつきあいも開始して隠居分家が成立した。先の隠居時点で隠居屋に分割された田畑はそのまま分家に対する分与財産となった。1966年に父親が

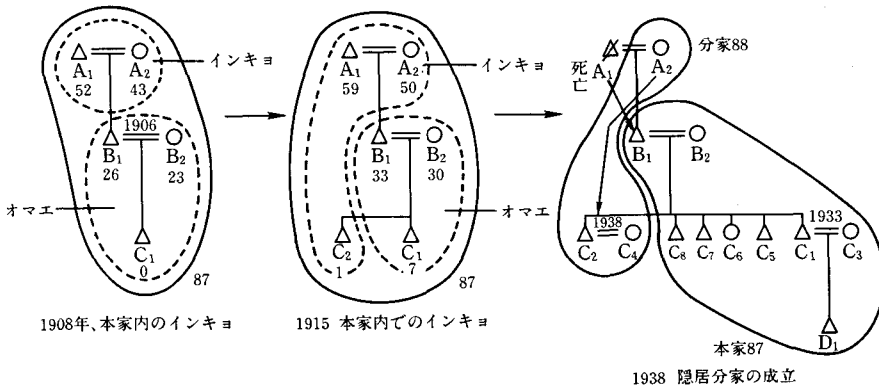


図13 下高場の分葬制の事例①

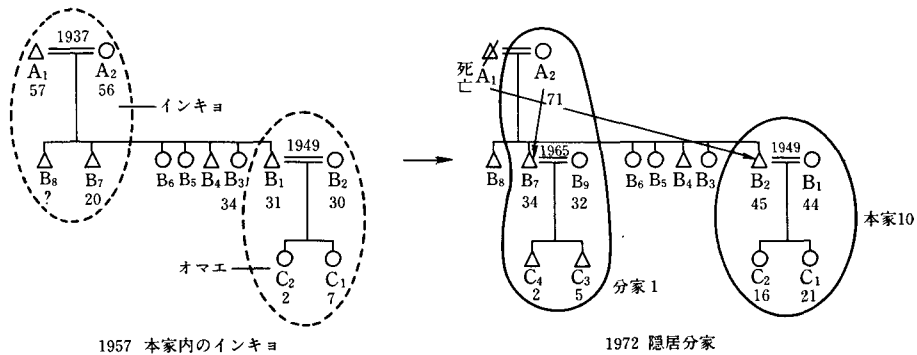


図14 下高場の分葬制の事例②

死亡したが、そのときの葬式は本家から出し、その後の年忌供養も位牌を本家にもって行ってやったが、日常的には父親の位牌は分家で祀られている。将来A2が死亡した場合の葬式は分家に出すことにしているが、A2が死ねば、先祖代々の位牌は本家の返す予定だという。この事例も基本的には先の事例と共通するものであって、父母の葬式のみを本家分家で分割するが、最終的には位牌を本家にもどして、本家で先祖代々の位牌祭祀を行なう事例であるといえる。

つぎに分葬の形をとらずに、父母ともやむなく本家で葬式を出した事例について検討してみよう。この事例は1911年頃に成立した隠居分家で、父母は最初の娘に婿をとって本家を継がせた（姉家督）あと長男をつれて隠居分家したものである。父母の葬式は本家で1人、分家で1人出すのが本来の形であるが、この事例で父母ともに分家で葬式を出したのは、本家のほうで「しまらべえ」といわなかったからだという。先祖代々の位牌は分家の際に分家に持ってきたので、本家には今も古い位牌は祀られていないという。この事例は本来であれば、父母の葬式を分割するはずであったところからみて、現在隠居分家で先祖代々の位牌が祀られているのは、特別の事情にもとづくものといえよう。

以上の事例から、下高場では父母の祖先祭祀の分割は、隠居分家にともなる葬儀の分割にとどまるのであって、死体は父母ともに本家の墓に埋葬され、位牌は本家で合わせて祀られる。した

がって分牌祭祀の存在を明確に確認することはできない。葬式を別にしても父母の位牌は一括して本家で祀られるから、本家の祖先祭祀の世代的連続性は一般にそこなわれることはない。また下高場の分家の圧倒的多数を占める次三男の普通分家では、父母の葬儀の分割はまったく行なわれていない。なお下高場には位牌分けの形態はみられない。

竹田且(1975, 1990)の報告によれば、堀口・下高場以外の勝田市内の村落でもさまざまな変差をもちながらも、分葬制や分牌祭祀が認められる。分葬制はかなり多くの村落で行なわれているようであるが、分牌祭祀は確認されたのは三反田、津田、佐和である。このうち竹田且(1990)では佐和のいくつかの事例を報告している[事例17]。佐和の分牌祭祀は、後妻が隠居分家して分牌祭祀が行なわれている例がかなり多いが、ひとまずこれをのぞいてみると、以下のような分牌祭祀が行なわれている。分牌祭祀の前提になるのは隠居分家であって、普通分家の場合には明確な事例はない。また佐和には父母分住制はない。父母の死後、葬式、位牌祭祀、年忌供養を別に行っている形態が一般的であって、墓が本家分家で分割されることはない。1952年に隠居分家で母親が死亡した事例では、位牌持ち・喪主は分家の当主がつとめ、分家から葬式を出した。半年後にやはり隠居分家で父親が死亡したが、このときの葬式は本家当主が位牌持ち・喪主となって、本家から出した。その後の年忌供養は本家分家でそれぞれ別に営んでいる。ただし父母とも本家の墓に埋葬し、石塔も「○○家代々の墓」にいっしょに戒名を刻み込むことにしているという。葬儀、位牌祭祀、年忌供養を別にしながら、墓は本家の墓に埋葬した点は、すでにみた岩船と一致しており、この地域の分牌祭祀の一般的傾向を示すものと思われる。竹田且のいくつかの報告によって、勝田市内で分牌祭祀が行なわれてきたことがはじめて確認されたことになる。

つぎに、大間知篤三が全国山村調査ではじめて隠居制家族の重要性を発見した茨城県北部の高萩市中戸川(1975年調査)でも分牌祭祀が認められる。父親は本家(ホンタク)で葬式をやり、母親は分家(シンタク)で葬式を出し、位牌も本家と分家で別々に祀り、墓も別にする。しかし、「そういうことは無いでしょう。後妻の子が分家したときでしょう」と語る村人もいる。中戸川の分家形態には次三男の普通分家、隠居分家、奉公人分家(トリタテ分家)の三形態があり、多くの分家が出分されているが、確認できたのは隠居分家にとまらぬ分牌祭祀の1事例である。その事例では、2代前に母親が次男の分家に同行したもので、この母親の葬式は分家を出し、父親の葬式は本家を出した。母親の墓はあらたに分家につくり、本家の石にはきざまれていない。また母親の位牌は分家で祀り、父親の位牌は本家で祀っていたが、最近になって分家でも父親の位牌をつくって仏壇に置くようになったという。中戸川では一般的に分牌祭祀の観念がみとめられるといつてよいが、きわめて徹底を欠いた状況で行なわれているにすぎないといえよう。

茨城県北部では、このほかに日立市金沢(竹田且1990)や久慈郡里美村折橋(森謙二1980)から分牌祭祀や分葬制が報告されている。日立市金沢では隠居分家にもとづく分牌祭祀および葬式、年忌供養の分割が行なわれている。ただし墓は父母とも本家の墓に埋葬する。注目されるのは、分牌祭祀の理由として財産分与をあげている点である。分葬制がおこなわれている里美村折橋で

も、「親の面倒を見るためにシNTAXに財産を分けたのだから、母親をしまうのは当然である」といわれている。

(3) 福島県の分牌祭祀

福島県南部の阿武隈山地の山村である福島県石川郡平田村九生滝〔事例18〕でも分牌祭祀が行なわれている。福島県分牌祭祀はこれまでに報告されたことはなかった。この地域は隠居制が活発に行なわれている地域であり、九生滝も親夫婦の隠居制が活発に行なわれている。九生滝では「分家を立てると半数ぐらいは親を別にした」といわれる程、分牌祭祀の観念が強く認められる。また「身上を半分に分けるから、親も分けた。全部が全部というわけではないが…」といわれ、分牌祭祀が財産分割と関連して説明されている事実は注目される。九生滝では分家は次三男の普通分家と隠居分家があるが、今回確認できた分牌祭祀は普通分家の場合の1例のみである。

九生滝分牌祭祀の事例は図15に示す通りである。この家族は現在の世帯主D1の祖母A1がその父母と共に隠居分家したもので、現在の世帯主は4代目になる。A1の父母の位牌は現在この家族では祀られていない。現在の世帯主は見たことがないという。したがってA1がこの家族の初代の先祖になっている。1943年にA1が本家のインキョで死んだときの葬式は本家210で出し、その後の位牌祭祀も本家が担当した。ただし墓はA2とともに本家の墓に埋葬している。A1の死後、A2は分家に移って分家で死亡した。九生滝では片親が死亡し、残った親が分家で祀られる場合には、生前から分家に移り住むようである。A2の葬式は分家308で出し、位牌も分家で祀っている。この事例は分葬制をとまなう分牌祭祀であるが、注目されるのは母親であるA1が本家で祀られ、父親A2が分家で祀られていることである。これは一般的な分牌祭祀と組み合わせが逆になっている。この家族では初代から3代つづけて婿養子を取っており、母親の方がこの家族で生まれたことがこうした分牌祭祀をもたらししていると考えられる。したがって九生滝では、その家族で生まれた方が父母にかかわらず、

本家で祀られ、婚入者が分家で祀られるものと見られる。この家族ではA1、A2よりも早くB1、B2が死亡したが、この夫婦の場合も婿を取ったB1が本家で祀られていることもこのことを裏付けているといえよう。B1が本家で祀られている理由について、本家では「総領だからこっちにあるんでしょ…」という説明も、B1がこの家族の生まれであることを意味している。なお、B2の位牌はどこで祀られているかは不明である。また現在C2の位牌は本家で祀られているが、分家が出ていないので、将来C1も本家で祀られる予定である。この家族分牌祭祀でいまひとつ注目

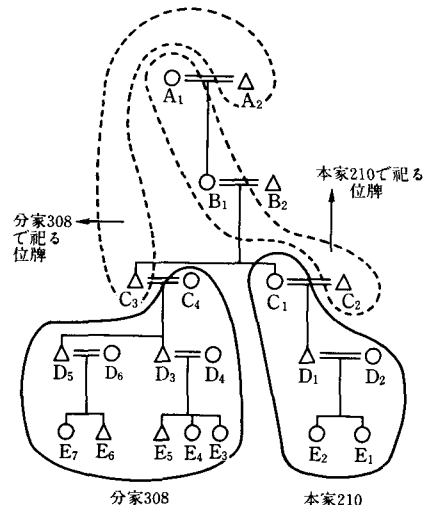


図15 九生滝分牌祭祀の事例

されるのは、田畑約2町歩と山林約3町歩を本家分家で半々に分割したことである。こうした均分的な財産分割のありかたも分牌祭祀に関係していると思われる。

九生滝では分牌祭祀のほかに、位牌祭祀形態としては「位牌わけ」や「世代分断型」の位牌祭祀も見られる。九生滝の位牌分けは、あとつぎに作る木の位牌とは別に、カイミヨウと呼ばれる紙の位牌を子供全員に配るものである。分家する者は分家にカイミヨウを祀り、また女性は婚家に父母のカイミヨウを持参する。婚家では普通の位牌とおなじように仏壇で祀られる。「カイミヨウは紙なのでそのうちにわからなくなってしまう」といわれるが、婚家では木の位牌にカイミヨウを張り付けて、普通の位牌と同じように祀られる。九生滝のいまひとつ注目すべき位牌祭祀形態は隠居分家がおこなわれた場合、分家に同行した父母の位牌祭祀が分家でなされる形態である。こうした位牌祭祀によれば、本家の祖先祭祀の世代的連続性が阻止されることになり、「世代分断型」の位牌祭祀といえる。このように九生滝にはさまざまな位牌祭祀のひとつとして分牌祭祀が行なわれ、これらが複合しているのが九生滝の位牌祭祀形態であるといえよう。

これまでみてきた関東地方北部から東北地方南部にかけての分牌祭祀およびこれに関連する習俗の特徴として以下の諸点をあげることができよう。第一はこの地域にも分葬制、分牌祭祀の観念が強く認められ、また特殊事情による例外的な処置としてこれらが行なわれているわけではないが、とくに九州西南部と比較すれば、分牌祭祀は徹底を欠いていることである。第二にその要因と考えられるのは、分牌祭祀のほかに位牌分けや世代分断型の位牌祭祀形態もあわせて認められ、分牌祭祀がこれらとからみあいながら行なわれていることである。第三に、父母の祖先祭祀の分割の内容としては、多くは葬儀、位牌祭祀、年忌供養の分割であり、墓まで分割する例はきわめて少ないことである。分牌祭祀を欠如して分葬制のみの村落も多く見られる。このことはこの地域の祖先祭祀の分割が、短期的な死者祭祀のレベルの分割にとどまる傾向があることを意味している。この点でも徹底した長期的な父母の祖先祭祀の分割は見られず、したがって本家の祖先祭祀の世代的連続性は結果として確保されていることになる。第四にこの地域の分牌祭祀は、隠居分家のみならず、次三男の普通分家の場合にも見られることである。また父母分住制は認められないが、父親の死後、母を分家でひきとることはしばしば見られる。

5 分牌祭祀の構造

日本において分牌祭祀が行なわれてきた地域は、第一に五島宇久島からトカラ列島宝島にいたる九州西南部地域、第二に、瀬戸内海島嶼部と四国東南部の中国・四国地域、第三は京都府北部から志摩半島、三河山村にいたる近畿・中部地域、そして第四に、茨城県中部から福島県南部にかけての関東・東北地域の四地域である。このうち九州西南部の分牌祭祀と、瀬戸内海・四国地域の分牌祭祀には共通性がみられるが、近畿・中部や関東・東北とはそれぞれ異なっている。したがって、日本の分牌祭祀を地域的に3つのグループに分けることができる。この3つの地域に

おける分牌祭祀の差異についてはのちに分析するが、ここでは分牌祭祀が日本のかなり広い地域で行なわれてきた事実をまず指摘しておきたい。これまで日本各地の分牌祭祀の事例について、本家分家関係に注目しながら分析をすすめてきた。ここではこれらの事例から、この小論の冒頭で提起した、分牌祭祀の構造および本家分家関係を中心とする家族・親族組織との関連、そして祖先観にかかわるいくつかの問題について検討してみたいと思う。

(1) 被祭祀者と祭祀者の関係

はじめに分牌祭祀における被祭祀者と祭祀者の関係についての問題を検討してみよう。この問題は、これまで分牌祭祀についてしばしば定式化されてきた「父親—長男，母親—次男」の関係が、日本の分牌祭祀において一般的に設定できるかの問題である。すなわち「父親—長男，母親—次男」なのか、それとも「父親—本家，母親—分家」なのかがここでの主たる課題である。これについてはさまざまな角度から考察する必要がある。

第一は、甌島蘭牟田〔事例5〕や口永良部島〔事例7〕の事例のように、三男以下についても隠居分家がくりかえされた場合に、次三男のうちの誰が母親を祭祀するかという問題である。この場合、三男が母親の祖先祭祀を担当することになれば、「父親—本家，母親—分家」の関係として定式化できることになるが、母親の祭祀が次男に固定されていれば、むしろ「父親—長男の本家」「母親—次男の分家」の関係として定式化するのが妥当であるということになる。「母親—分家」では、次男の隠居分家と三男の隠居分家とが区別できないことになるからである。母親の祭祀を誰が担当するかを視点とすれば、分牌祭祀における被祭祀者と祭祀者の関係は、つぎのように分類できる。分家が各世代で1軒しか創設されない場合には、次男の分家が祭祀を担当するから、「父親—本家，母親—分家」となる。各世代において分家が2軒以上創設される場合には二つの可能性がある。ひとつは、にもかかわらずやはり次男が担当し、「父親—長男，母親—次男」となる型である。甌島蘭牟田や口永良部島の例はこれに含まれる。しかしこの場合にも、分家が創設されていることが前提であり、次男が無条件に母親を祀るわけではない。いまひとつは次男以下の分家のなかのいずれかが選択されて、「父親—本家，母親—分家」となる型であって、甌島長浜の事例がこれである。

第二は分牌祭祀が村内の分家創設の場合ばかりでなく、次三男が村外に転出した場合にも行なわれるかどうかの問題である。五島崎山〔事例1〕にも、稀ではあるが、村外に転出した子供が母親の祭祀を担当する予定の事例があり、また広島県豊島〔事例10〕では村外に転出しても、次男が母親の祭祀を担当するのが一般的であるとされている。いずれの場合にも三男は祭祀者にならないようであり、⁽²¹⁾したがってこうした事例を考慮すれば、分家が村落の内外に創設されるかを問わず「父親—長男の本家，母親—次男の分家」の関係が成立していることになる。しかしその前提は財産分割であり、村内における本家分家の関係が拡大されたものとみることができよう。

さらに第三の問題は、「父親」をその家族で生まれた親、「母親」を婚入者と読みかえられるか

どうかの問題である。これはつまり婿養子を迎えた場合の問題である。これまでに提示した事例においては、このことについてふたつの方法が見られる。ひとつは五島崎山にみられるように、婿養子であっても父親であるから本家が担当するという方法である。これに対して福島県九生滝の事例のように、婿養子の祭祀を分家が担当し、家付きの母親を本家で担当する方法である。これは村落による差異でもあるが、九生滝のような例はほかにはないから、一般的にいえば婿養子の場合にも、「父親一本家」「母親一分家」の関係を設定できるといえるであろう。

第四は、母親を娘の分家が祀る事例と、祭祀者が幼少の場合の問題である。母親の位牌を娘の分家で祭祀している事例が、茨城県岩船〔事例15〕に見られる。この事例では男子の子供は1人で、この長男が本家を相続し、娘が婿をとって分家した。その娘の分家が母親の死後、その祖先祭祀を担当しているのである。この場合には娘であることが問題なのではなくて、村内に分家していることが母親の祖先祭祀するにいたった理由であると考えられる。したがって、岩船では「父親一本家、母親一分家」の関係で分牌祭祀が行なわれているといえよう。また五島岸ノ上の報告のなかで、佐藤明代(1978)は次男が幼少である場合について、いくつかの事例を検討し、この場合死者の配偶者が位牌を受ける傾向が強くとみられると指摘している。このことは岸ノ上でも「父親一本家、母親一分家」の関係が定式であることを意味している。なぜなら幼少であることは、要するに分家をしていない子供を意味しており、したがって財産分割を受けて分家しなければ次男でも祭祀する資格がないことを、この事例は示しているのである。

以上の分析から分牌祭祀における被祭祀者と祭祀者の関係はつぎのように考えることができる。一般に、分牌祭祀においては村内における分家創設が前提となるから、分牌祭祀は基本的に「父親一本家、母親一分家」の関係として定式化できる。ただし、三男以下の隠居分家が祭祀者になる場合や、村外への転出者が祭祀者になる場合には、「父親一長男の本家、母親一次男の分家」の関係として成立することもある。この場合にも、広い意味で「父親一本家、母親一分家」の関係が成立していることにはかわりはない。このように分牌祭祀が基本的に「父親一長男、母親一次男」ではなくて、「父親一本家、母親一分家」の関係として定式化されるとすれば、この小論が当初から意図したように、分牌祭祀と本家分家関係との関連を問題にしうる論理的基礎が与えられたといえよう。このことから、分牌祭祀は複檀家制や男女別墓制、夫婦別墓制とは基盤とする社会関係がまったく異なるといえよう。

(2) 父母の祭祀分割の類型

分牌祭祀は基本的に父の位牌を本家、母の位牌を分家で祀る制度である。分牌祭祀そのものの内容については、村落や地域による差異はほとんどないといってよい。むしろ、親の生前の世話から墓の分割にいたるまでさまざまな程度の差を示す分割祭祀形態と関連させて、分牌祭祀を検討した方が、それぞれの村落における分牌祭祀の意義を明らかにしうると思われる。

分牌祭祀を含む父母の祖先祭祀の分割は、表4に示すように分割の程度によって6つのレベル

に区分できる。第一は鹿児島県甕島蘭牟田〔事例5〕にみられるように、父母分住制がない場合でも、生前の父母の面倒を分割するレベルである。これはいわば「父母分割扶養制」である。蘭牟田では、親夫婦が兄とともに生活していても、母親の病氣中の看病や薬

表4 父母の扶養および祖先祭祀の分割の諸レベル

	本家依存型	本分家分割型
1. 父母分割扶養制	○	○
2. 父母分住制	○	○
3. 父母分葬制	○	○
4. 父母分牌祭祀	○	○
5. 父母分割年忌供養	○	○
6. 父母別墓制	×	○

代は弟がみることになっているという。第二は「父母分住制」のレベルであり、本家分家で父母を分割して居住しその世話にあたるものである。父母分住制は九州西南部や三重県の事例にみられる。その内容の詳細は明らかではないが、本家分家はそれぞれ父母の扶養にかかる費用を負担することになる。第三は「父母分葬制」のレベルであって、死後の父母の葬式のみを本家分家が喪主、費用などを分担しあって分割するものである。本稿では中心にはとりあげなかったが、分牌祭祀にまでいたらずに、分葬制で終わる型の分割形態をとる村落も多い。第四は「分牌祭祀」のレベルである。分牌祭祀のレベルの多くは、つぎの第五の「父母分割年忌供養」のレベルをともっており、この両者は共通のレベルといえる。最後の第六がもっとも父母の祖先祭祀の分割の程度の高い「父母別墓制」のレベルである。このレベルはより細かにみると、埋葬、石塔建立、墓の祭祀の間には微妙なズレがみられることがある。たとえば屋久島〔事例6〕では、父母は一括して本家の墓に埋葬されるが、実際の祭祀は本家分家に分割されるという。したがって父母別墓までには至らないが、墓の祭祀を別にする形態もあるのである。

これらの父母のさまざまな分割形態のなかで、これまでにとくに注目されてきたのが父母分住制である。父母分住制は生前のはやい段階から父母が本家分家に分かれて居住する制度であるが、本稿で主に取りあげた18事例のなかで、父母分住制はわずかに5例にすぎない。しかもそのほとんどは九州西南部に集中しており、関東・東北地方の村落には皆無である。しかも父母分住制の有無によって、分牌祭祀の内容が規定されている事例は1例もない。したがって父母分住制と分牌祭祀とは直接的な関連をもたないと結論づけることができよう。父母分住制の制度をもたない村落においても、多くは父親の死後、母親が分家に居住する例はしばしば見られる。五島崎山のように本家の隠居屋から分家に移って、分家の隠居屋で生活する例もある。また父母分住制が認められる村落のなかには、隠居分家のみならず普通分家の場合もあり、父母分住制は隠居分家に構造的に関連しているとはいえない。⁽²²⁾父母分住制は親夫婦が晩年に別々の家族に帰属することになり、この地域に一般的な隠居制家族における夫婦関係の重視と矛盾する側面もあるが、これを⁽²³⁾含めた父母分住制の本格的な考察は今後の課題である。

父母の祖先祭祀の分割をその程度によって類型化するとすれば、日本における父母の祖先祭祀の分割にはつぎの二つの類型を設定することができる。ひとつは生前の父母の扶養から位牌祭祀、年忌供養までを分割する型である。位牌が一般に33年や50年の最終年忌までの死者の靈魂の祭祀

表5 日本の位牌祭祀の諸類型

位牌祭祀の類型		おもな分布地域
父系型	本家一括型	一般
	本家傾斜型分牌祭祀	茨城・福島
	本分家分割型分牌祭祀	九州西南部, 瀬戸内海
	本分家位牌分け型 世代分断型	近畿・中部 四国山村
位牌分け型		群馬・長野ほか
双系型		奄美

であるとすれば、これは父母の死後、最終年忌程度までの比較的や短期的な死者祭祀のレベルでの分割であるといえる。この型は要するに墓までは分割しない型であって、近畿・中部地方や関東・東北地方では一部をのぞいてこの型の分割が一般的である。このなかには位牌祭祀の分割ま

でにいたらず、葬式の分割にとどまっている例も茨城県下高場〔事例16〕など関東地方には多い。この型は、墓をはじめとして分割しない部分は本家が父母を一括して祭祀することになるから、本家に依存する部分の大きい分割形態であるといえる。これに対していまひとつの型は、生前の父母の扶養から死後の葬式、位牌祭祀、年忌供養、墓にいたるまで父母の祖先祭祀のほとんどすべてを分割する型であって、五島列島や甌島、山口県平郡島に見られる型である。この型は墓までも分割することによって、きわめて長期的に父母の祖先祭祀を本家分家間で分割する型であるといえる。前者をここでは仮に「本家依存型」、後者を「本分家分割型」とよぶとすれば、本家依存型は近畿・中部から関東・東北に見られる分割形態であり、九州西南部の分割形態は本分家分割型であって、内容からみても分牌祭祀には明確な地域性が認められるといえよう。

つぎに、分牌祭祀が日本の位牌祭祀のなかでどのような位置を占めているかを検討してみよう。日本の位牌祭祀には表5に示すようなさまざまな類型がある。この表はかつて提示した日本の位牌祭祀類型（上野和男1985, 241頁）と基本的に同じであるが、分牌祭祀を細分し、かつ「父系型」について本家一括型から世代分断型まで、本家の位牌祭祀の独占の程度にしたがって位置づけをしなおしたものである。この表に示すように、分牌祭祀は「本分家位牌分け型」や「世代分断型」とともに、本家の位牌祭祀の独占を阻止する位牌祭祀形態である。このうち分牌祭祀と本分家位牌分け型は、祖先祭祀における本家の独占は阻止するが、本家でも各世代の先祖は何らかの形で祀られるから、本家の位牌祭祀の超世代的連続性までも阻止するわけではない。しかし隠居分家において両親の位牌祭祀を分家が独占する「世代分断型」は、本家の位牌祭祀における超世代的連続性までも阻止する形態である。このほかに本家など他家で祀る先祖の位牌を写して祀る「写位牌」も、本家の位牌祭祀の独占を阻止する形態に加えられる可能性もある。このように日本の位牌祭祀全体のなかで位置づけるとすれば、分牌祭祀は大きくは父系型の一類型であって、本家の祖先祭祀の世代的連続を拒否するものではないが、少なくとも各世代の夫婦を本家が独占的に祀ることを阻止する形態であるといえよう。

位牌祭祀のさまざまな類型が、特定の村落のなかでどのように存在しているかは多様である。分牌祭祀に限定してその存在形態を考察してみると、分牌祭祀の見られる地域によってつぎのような差異がある。分牌祭祀がもっとも多く行なわれている九州西南部では、五島崎山〔事例1〕

に典型的に見られるように、分牌祭祀が徹底して行なわれ、分家が創設された場合には例外なく分牌祭祀が行なわれてきた。屋久島〔事例6〕では写位牌も行なわれているようであるが、分牌祭祀が中心である点は崎山と共通している。瀬戸内海地域も九州西南部とほぼ同じと考えてよいであろう。これに対して近畿・中部地方では、三重県三多気・杉平〔事例12〕にみられるように、本家傾斜型の分牌祭祀から、写位牌、本家分家位牌分け型、世代分断型にいたる、父系型のさまざまな位牌祭祀形態のひとつとして分牌祭祀が行なわれている。したがってこの地域では、分家が創設されても分牌祭祀のみが唯一の位牌祭祀形態ではなく、分牌祭祀が徹底して行なわれているわけではない。さらに関東・東北地方においては、茨城県岩船〔事例15〕に見られるように、父系型の位牌祭祀のみならず「位牌分け型」をふくめた多くの位牌祭祀形態のひとつとして分牌祭祀が行なわれている。したがってこの地域ではさらに不徹底の形で分牌祭祀が行なわれているにすぎないといえよう。位牌わけと分牌祭祀とでは祖先観念にも大きな差異があると考えられる。この点についてはのちに検討したい。このように日本の分牌祭祀は、地域によって特定村落内における位置づけがかなり異なっており、この点も考慮しながら分牌祭祀の意義について考察されなければならない。

(4) 分牌祭祀と家族・親族組織

分牌祭祀についての最大の問題は、これが家族・親族組織とどうかかわっているかである。第一は隠居制家族と分牌祭祀との関連である。すでにのべたように、分牌祭祀はこれまで父母分住制（「分住隠居」）にかかわる位牌祭祀形態として隠居制家族研究の一環に位置づけられる傾向が強かった。これは父母分住制がかつて「分住隠居」と命名され、隠居制ではないにもかかわらず、あたかも隠居制のひとつのように誤解されて問題にされてきた点にある。隠居制家族は家族制度の問題であり、分牌祭祀は祖先祭祀の問題であるから、この両者はひとまず分離した上で祖先祭祀と家族の関連の問題として考察されるべきである。分牌祭祀と隠居制家族の地域的分布が、ほぼ一致していることはすでに指摘したが、ここでの問題は隠居制家族と分牌祭祀が構造的に関連するかどうかである。まず、父母分住制についてみれば、この制度によって父母が分住する本家分家のそれぞれにおいて、隠居屋を形成しているなら、隠居制家族の一形態として規定しうるが、そうした事例は稀であるから、父母分住制を隠居制の一形態とみることはできない。また隠居分家を前提として分牌祭祀が行なわれている事例もかなりあるが、隠居分家は隠居制の一形態ではなくて、分家の一形態であるから、この点でも隠居制と分牌祭祀とは関連しない。このほかに隠居制と分牌祭祀の接点と考えられるものはないから、隠居制家族と分牌祭祀とは直接的構造的な関連をもたないと結論づけることができよう。

第二は、分牌祭祀と家族の一系性の問題である。分牌祭祀において父母を本家と分家で別々に祀った場合、家族の一系性が維持されるのかどうかの問題となる。分牌祭祀が何世代にもわたって連続的に行なわれるとすれば、各家族で祀る位牌は図16のようにモデル化することができる。

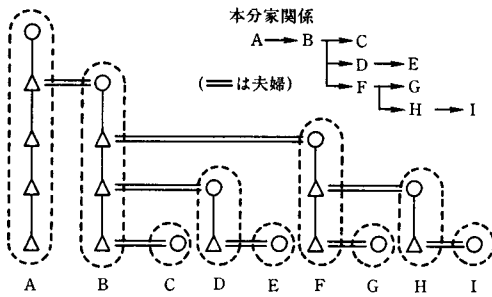


図16 分牌祭祀による位牌祭祀のモデル

この図に示すように本家はつねに代々の男親の位牌のみを祀り、女親位牌の祭祀は分家にゆだねられる。本家の位牌祭祀は男親のみの連続であり、一系性は確保されるが、代々の家族代表者夫婦を一括して祭祀することはない。一方、分家では初代の先祖としては分家した母親を祀るが、二代目以降は本家と同じように男親のみを祀り、女親はまた分家に出すことになる。このモデル

を拡大すれば、本家もその初代においては女親のみを祀るはずであり、したがって各家族は初代先祖を女性とし、二代目以降は男親のみを祀るというパターンで祭祀が行なわれることになる。このように分牌祭祀によって各家族の位牌祭祀における世代的連続性は阻止されることはないが、代々の家族代表者夫婦を一括して祭祀しないきわめて異例な形態をとることになるといえる。しかしながら人々によって意識されているのは父母の祖先祭祀の分割のレベルであって、結果として各家族の位牌祭祀が長期的にみてこのようになっていることを、多くの場合人々は意識していないのも事実である。一系性の問題はつぎの本家分家関係のありかたにもかかわっている。

第三は分牌祭祀に対応する分家形態の問題である。そのひとつは分牌祭祀と隠居分家、普通分家との関連の問題である。これまでに示した各地の事例から明らかなように(表1, 表2, 表3), 分牌祭祀に関連する分家形態については次の三つの型に区分される。第一は隠居分家のみを前提とする型であり、これは関東地方に多く見られる型である。第二は次三男などの普通分家を前提とする型であり、この例はきわめて少なく地域的なかたよりもない。第三は隠居分家、普通分家の双方を前提とする型であって、事例としてはこれがもっとも多い。一般に普通分家に比較して隠居分家の方が分家に対する分与財産の量が多くなる傾向があるから、この点においては隠居分家の方が分牌祭祀に適合的とも考えられるが、各地の事例は分牌祭祀がむしろ隠居分家、普通分家を問わないと考えるべきであろう。

分家形態との関連についてのつぎの問題は、本家への依存度による「従属的分家」「独立的分家」の類型との関連である。分牌祭祀が行なわれている村落の分家形態として注目されるのは、分家に対する財産分与比率が一般の分家と比較して高いと考えられることである。五島崎山をはじめとする多くの事例では、本家6分に対して分家4分が基準になっている。また甌島、屋久島、宝島、豊島のように子供たちに均分すると報告されている事例もかなりある。一般の分家は本家財産の約3分の1程度を分与されて成立している場合が多いが、隠居分家に対する財産分与は一般の分家と比較してかなり多いといえる。このことはすでに大間知篤三(1950)によって指摘されているが、分牌祭祀が行なわれている村落では、普通分家についてもより多くの財産が分与されている事実も重要である。より多く分与された財産を背景として、分家は母親の祖先祭祀にあたるのである。したがって分牌祭祀は、大間知篤三(1950)のいう「対等分家」や、蒲生正男

(1958) のいう「独立的分家」(「分家後は本家への依存なしに社会経済的独立を確保することが条件になっている分家の形態」) に対応する分家形態であるといえよう。

対等分家ないし独立的分家が分牌祭祀に対応しているとすれば、本家分家関係も対等的な関係となり、本家や分家の観念はあいまいなものとなるのは当然である。⁽²⁴⁾ 屋久島で本家分家の区分が非常に分かりにくく、本家分家の差別をやかましくいわないとか、広島県豊島で、本家観念は1代だけで各世代において親がいる家が本家とみなされているにすぎない、と報告されているのはこのことを裏づけている。したがって分牌祭祀は上下関係のゆるやかな対等的な本家分家関係に対応しているといえよう。本家が父母の祖先祭祀を独占しない分牌祭祀は、こうした本家分家関係を背景として成立しているのである。このことに関連して竹田且(1956)は、分牌祭祀と分家の独立性の関係について考察している。ひとつは父母分住制(分住隠居)と分牌祭祀との関連についての検討のなかで、分牌祭祀を「時代が下がって、分家が新立して直ちに、村の家々と対等に交際し得る一家として承認されるような慣行が普及した後に可能となる習俗と見てよい」(竹田且1956, 20頁)として、分牌祭祀が父母分住制より古いと結論していることである。これとは反対に一方では、「本家意識乃至は本家の男系相統意識の強化してきた過程に分住隠居が発生したのではないか」(竹田且1956, 21頁)とのべて、本家意識の高揚による近世的な習俗としてこれをとらえていることである。このふたつの結論は明らかに一致していない。これまでの検討から明らかなように、このなかでは前者の見解が妥当と思われるが、こうした問題を推測にもとづいて変遷論として問題にするには論理的に無理があるといわなければならない。

(5) 分牌祭祀と祖先観念

分牌祭祀についてもっとも解明が困難であるが重要な問題は祖先観念との関連である。すなわち分牌祭祀を行ってきた人々が、一般の位牌祭祀と比較してどのような祖先観念をもつかを明らかにすることがここでの課題である。このことについて分牌祭祀の観念を人々に直接聞いても手がかりとなる資料が得られないから、ここではまず財産分割と分牌祭祀の関係を手がかりとしてこの問題を検討してみよう。

五島崎山では分牌祭祀について、「財産をわけるから先祖もわける」と説明されるのが一般的である。崎山のほかに五島岸ノ上や茨城県、福島県でも同じような説明が聞かれるが、近畿・中部地方ではこうした説明は聞かれない。財産分割は崎山、岸ノ上、宇久島の事例に典型的にみられるように、先祖代々の土地を本家に残し、父母の世代で獲得した土地を分家に分与するという方法である。先祖譲りの土地と父親、獲得した土地と婚入した母親の間で、「もともとあるもの」と「くわわったもの」という一定の意味連関を認めることができることは、すでに指摘したとおりであるが、こうした村落では父母の分割と土地財産の分割とが関連して意識され、むしろ土地を分与された分家の義務としてひとりの親の祭祀が意味づけられる傾向がある。分牌祭祀の分布地域の両端をなす九州西南部と関東・東北において、このように分家がいわば義務的に母親の祭

祀を負担させられているという共通性が認められるのは興味ある事実である。一方、この中間に位置する近畿・中部地方ではこれとは別の観念が存在する。すなわち、「家には先祖がなければならない」とする観念である。この観念にしたがって、分家創設に際して多くは本家にとってあまり重要でない先祖の位牌、例えば若くして死んだ人の位牌が分家につけられる。こうした分家に対する位牌分与のひとつの方法として、母親が分家の初代の先祖として分家に分与されると考えられる。したがって、この観念は全面的に分牌祭祀にかかわる観念として人々が説明するものではないが、この地域の分牌祭祀はこうした観念に支えられていると考えられる。つまり、分家に母親を祭祀させることによって、できるだけ早くあらたな分家にも先祖を与えるという観念である。この場合には、分家は義務的に女親の祖先祭祀を行なうのではなくて、むしろ分家の必要不可欠な要素のひとつとして女親の祭祀にあたるといえよう。

祖先観念の問題としてさらに検討されなければならないのは、「位牌分け型」や「本家分家位牌分け型」の位牌祭祀観念との関連である。九州西南部では分牌祭祀が徹底的に行なわれているが、近畿・中部地方や関東・東北地方ではこれらさまざまな位牌祭祀形態と複合しながら分牌祭祀が存在しているから、これらの観念との共通性が予想される。位牌分けについての最近の研究の進歩は著しく、あらたな地域からの報告やあらたな視点での研究がつぎつぎに発表されている⁽²⁵⁾が、中込睦子(1992)が指摘しているように、位牌分けの基礎になっている祖先観念は「子供が親をまつる」、とりわけ子供たち全員がそれぞれに親の位牌を祀るという観念に尽きる。つまり位牌分けは父母の位牌を複数作成して、兄弟姉妹が対等に祭祀する形態である。したがって、分家している者は初代の先祖として父母の位牌を祀り、婚出・養出した者はそれぞれ婚家・養家に自分の父母の位牌を持ち込んで、婚家・養家の代々の先祖とともに祀ることになる。分家の場合、本家に父母の祖先祭祀を独占させない点において、その意義は分牌祭祀および本家分家間位牌分けと共通である。要は位牌を単数にするか複数にするかの差異でしかない。婚家・養家で祭祀される場合、世代深度には差があるが、一種の双性的な祭祀となるから、これは分牌祭祀の観念とはかなり異なることになる。その差は位牌分けが父母の位牌を基本的には子供全員で祭祀する形態であるのに対して、分牌祭祀は本家分家で父母の祭祀を分割する点にある。位牌分けが兄弟姉妹関係に関係しているのに対して、分牌祭祀は本家分家関係に関係している点において両者には決定的な差がある。したがって分牌祭祀と位牌分けの複合は、位牌分け観念を前提としながらその一部、すなわち兄弟間の位牌分けと共通するものとして、分牌祭祀が行なわれていると考えることができよう。

(6) 分牌祭祀の衰退

分牌祭祀は最近、日本のどの村落においても衰退の傾向にある。これには二つの大きな要因があると考えられる。ひとつは分牌祭祀の前提である分家の減少である。[事例1]五島崎山の分家の減少は開墾の行きづまりにかかわっている。崎山ではかつて火の岳山麓に広大な未開墾地が

存在し、畑への開墾が近世以来さかんに行なわれた。しかし近年はもはや開墾の余地がなく、開墾は行きづまり、したがって次三男は、分家よりも村外へ転出した。分牌祭祀を行なうためには、各世代において少なくとも1軒の分家が創設されることが必要であるが、分家が創設されなければ分牌祭祀は不可能であり、衰退するのは当然である。崎山以外の村落においても、若者の村外転出などによって分家は一般に減少の傾向にある。分牌祭祀が本家分家間における父母の祖先祭祀の分割である以上、分家の減少は分牌祭祀の衰退に決定的な意味をもつといえよう。

いまひとつは、父母一括の祖先祭祀思想の浸透である。つまり分牌祭祀による片親だけの祭祀を、被祭祀者も祭祀者も忌避し父母を一括して祀りはじめたこと⁽²⁶⁾である。これは祖先祭祀のイデオロギーの変化であり、分牌祭祀の規制力の弱体化である。こうした変化には被祭祀者としての父母の希望という要素も大きい。その結果、まず本家では分牌祭祀によって欠けている母親の位牌をなんらかの形で確保する動きを開始した。三重県三多気・杉平〔事例12〕の事例②の家族では、本家がこれまで祀っていなかった母親の位牌を分家から写してきて祀るようになったのはそのいい例である。この事態はもはや分牌祭祀ではなく本家分家間の一種の「位牌分け」状態である。本家の意思によって、分牌祭祀が変化を余儀なくされたのである。同じような例を佐藤明代(1978)が五島岸ノ上について紹介している。一方、分家の方の動きもある。三重県三多気・杉平の事例①では、分家が本家の父親の位牌を写して分家でも祀ることによって分牌祭祀を解消している。こうして分牌祭祀は衰退し、一般的な「父母一括本家単独祭祀」の方向に変化しつつあるのである。こうした父母一括祭祀思想の浸透は、分家の減少に対応したイデオロギーの変化として⁽²⁷⁾とらえられるであろう。

6 結 論

この小論は、分牌祭祀を中心としながら、日本における父母の祖先祭祀の分割に関する各地の事例を比較分析して、その諸形態や家族・親族組織との関連を明らかにするのが目的であった。ここではこれまでの考察を要約して結論にかえたいと思う。

日本の分牌祭祀は1934年に五島崎山で発見されて以来、当初は九州西南部の村落からの報告が多かったが、これに近畿・中部地方の事例が追加され、さらに1970年以降は茨城県や福島県からも報告され、この制度がかなり広い分布をもつことが明らかになった。これまでの報告から、分牌祭祀は福島県を北限として、南は鹿児島県トカラ列島宝島までの範囲に分布している。この分布地域は隠居制家族の分布とほぼ重なるが、隠居制家族の分布地域のなかで分牌祭祀を行なっているのはごくわずかにすぎないから、隠居制家族と分牌祭祀とは直接の関連はもたない。

分牌祭祀とこれに関連する祖先祭祀の分割には、父母の生前の扶養から墓の分割にいたるまでさまざまなレベルがあり、その様相は多様であるが、大きくこれをふたつの型に区分できる。ひとつは葬儀、位牌祭祀、年忌供養、墓など祖先祭祀を幅広く分割する「本家分家分割型」であり、

これは九州西南部に多く認められる。これに対していまひとつは葬儀、位牌祭祀、年忌供養は分割するが墓は一括する「本家依存型」であり、近畿・中部や関東・東北地方にこの型が多い。前者は長期にわたる祖先祭祀を本家分家で分割するのに対して、後者は父母の死後の比較的短期的な祭祀を分割する型である。

分牌祭祀は日本の位牌祭祀形態の全体のなかでは、父系型の一つとして位置づけることができる。分牌祭祀は本家の祖先祭祀の連続性を阻害するものではないが、本家の祖先祭祀の独占を阻止する位牌祭祀形態であると規定できる。分牌祭祀の村落社会における存在形態にも地域差があり、九州西南部では分牌祭祀が徹底して行なわれているのに対して、近畿・中部地方では父系型のさまざまな位牌祭祀形態と複合して存在している。さらに関東・東北地方では父系型のみならず位牌分け型とも複合して存在している。

分牌祭祀における被祭祀者と祭祀者の関係は、基本的には「父親一本家、母親一分家」の関係としてとらえられる。これまで分牌祭祀は「父親一長男、母親一次男」の関係として成立していると規定されてきたが、そうした関係としてとらえられる事例もあるが、基本的には本家分家関係を前提とすると規定するのが妥当である。したがってこの問題は、父母と長男・次男という親子関係の問題ではなくて、本家分家関係の問題なのである。分牌祭祀の前提としては分家が創設される必要があるが、分家形態としては次三男の普通分家の場合と隠居分家の場合とがあり、この区分は分牌祭祀にとっては本質的ではなく、要するに何らかの形で分家が創設されることが必要なのである。分牌祭祀の前提となる分家形態として注目されるのは、分家に多くの財産分与を行なう分家形態である。また分牌祭祀を行なっている村落では均分相続的な傾向が強い。つまり分牌祭祀は「隷属分家」「従属的分家」の形態に適合する祖先祭祀形態ではなくて、「対等分家」「独立的分家」に適合する祖先祭祀形態である。したがって分牌祭祀が行なわれている村落の本家分家関係は、ときにはどちらが本家か分家かが不明確とされるような、上下的でない本家分家関係であるといえよう。また、父母分住制は分牌祭祀に例外なく付随するものではないから、これは分牌祭祀の必要条件とはいえない。

分牌祭祀は父母の位牌を本家分家で分割するが、このことによって家族の位牌祭祀の世代的連続性が阻止されるわけではない。しかしながら、こうした分牌祭祀が各世代にわたって行なわれるとすれば、各家族の位牌祭祀は、初代を女親とし以後は男親のみを祀るきわめて異例な形態となる。こうした分牌祭祀がどのような祖先観念にもとづくかは困難な問題であるが、九州西南部や関東・東北地方では、分家に財産をわけたから親もわけるという観念が存在することは注目される。先祖代々つたわる土地を本家に残し、父母の世代で獲得した土地を分家に分与するのである。また、崎山のイハイバタケをはじめとして、母親の祖先祭祀のための土地が分家に分与される村落の存在も重要である。一方、近畿・中部地方では「家には先祖が必要である」という観念が広く存在し、いち早く分家に先祖を付与する方法のひとつとして分牌祭祀がおこなわれていると考えられる。結論的にいえば、分牌祭祀は父系的な位牌祭祀形態のなかで、本家分家が父母

の祖先祭祀の分担しあう制度であるといえよう。

こうした父母の祖先祭祀の分割は、日本ばかりでなく父系単系社会である中国や朝鮮にも認められる、日本の分牌祭祀を東アジアの祖先祭祀のなかで考察する課題が今後に残されているといえよう。

註

- (1) 分牌祭祀を指示する民俗語彙はこれまでは報告されていない。分牌祭祀ははじめ竹田且(1956)が「父母分牌祭祀」として概念化したものであるが、竹田且はその後もこの概念を広い意味で使ってきた。つまり父母分住制や分葬制のみの事例も分牌祭祀の範囲にふくめて分析してきたのである。本稿では分牌祭祀を文字通り本家分家で父母の位牌祭祀を分割する制度に限定して使うことにしたうえで、このほかの祖先祭祀の分割とどのように関連しているかを考察してみたいと思う。
- (2) 分牌祭祀についての民俗誌的報告のほとんどは、家族・親族の項目において記述されており、葬制・墓制の項目にはほとんど記述されていない。分牌祭祀は父母分住制や本家分家関係に関連しているのは事実であるが、葬制・墓制の項目でも記述されるべきである。これに関連して、これまでの葬制・墓制研究のなかで葬式や墓などの父母分割形態が問題にされてきたことはなかったようである(井之口章次1958)。しかし分牌祭祀およびこれに関連する祖先祭祀形態は、日本人の葬制・墓制の一形態としてこの分野でも今後研究されるべきであろう。
- (3) 父母分住制はこれまで「分住隠居」とよばれてきたものである。竹田且は分住隠居を「分住隠居とは、隠居夫婦が、兄の家と弟の家、つまり本家と分家に別れ別れに住むという意味である」(竹田且1959, 42頁)、あるいは、「隠居後、父親と母親が特定の子供の家族と結びついて別れ住む方式である」(竹田且1974, 318頁)と規定している。竹田且の「隠居」の概念は一定の地位からの引退を意味しているから、分住隠居は一定の地位から引退した父母が別々の家にわかれて生活する制度を意味している。しかしながら隠居を一定の地位からの引退の意味ではなくて、家族内部における「複数の生活単位の形成」として概念規定すれば、これまで報告されていたいわゆる分住隠居は、父母が別れて帰属する家族内部において父母はあらたな生活単位の形成しているとは限らないから、「隠居」という概念をもちいるのは適切ではない。分住隠居の概念をはじめて使ったのは宮本常一(1949)であるが、素材となったトカラ列島宝島では、夫婦が本家分家に分かれるが、それぞれの家族で独自の隠居生活単位の構成しているわけではない。したがってここでは、「隠居」の表現を避けて、「父母分住制」と表記することにする。父母分住制が行なわれているかどうかを現実的に判断するのは、簡単ではないが、ここでは父母の双方が生存中に、本家分家にわかれて居住する制度を父母分住制として把握し、いずれかの死後、片親が本家か分家にひきとられる形態とは区別することにする。この両者の混同はさげなければならない。
- (4) 「位牌分け」は父母の位牌を複数つくって、子供たちがそれぞれの家族で祭祀する位牌祭祀形態である。位牌分けには基本的にすべての子供たちが祀る型と、男子のみで祀る型とがあり、前者が「一般的な位牌分け型」、後者が「本分家位牌分け型」である。一般的な位牌分け型の場合には、婚出女性が婚家に父母の位牌祭祀を持ち込む点が重要である。一般的な位牌分け型は東北地方南部から中部地方にかけて分布し、また本分家位牌分け型は、これまで中部地方から近畿地方にかけての村落から報告されている(上野和男1985参照)。
- (5) 崎山の分家は次男による普通の分家であって、父母が同行する隠居分家は稀に行なわれることもあるが、一般の形態ではない。また、竹田且(1964)は崎山の父母分住制について、「隠居分家が完了した後、複式第二次隠居として、父母が本分家に分住する」(竹田且1964, 21頁)とのべているが、崎山にはこういう事実はない。これは橋浦泰雄(1955)の「最後の子の分家が完了すると父は長子のところへ帰り、母は最後の家へ残る」(橋浦泰雄1955, 147頁)を解釈したものと思われるが、崎山には三男の隠居分家は稀であるから、このようなことにはならない。これはごくわずかな記述をもとにして、型を設定した結果であって、日本民俗学の調査報告のもつ最大の問題点である。民俗学者はまず正確な報告を提示するように努力すべきである。社会組織の研究には様々な状況のなかで、人々はどうのように行動したかが正確に把握されなければならないのである。宝島の分牌祭祀についても竹田且(1964)は、以前の解釈の修正を余儀なくされている。

- (6) 崎山の隠居制についてはつぎのように記述されている。「長男が嫁取りしてから、1～2年後に敷地内に別棟(ヘヤ)を建ててもらい、夫婦一緒に他の子供を連れて移る。…隠居したら、…主に老人クラブの活動をし、ジンジ、バンパ2人だけでささやかに暮らすのが普通である。長びく病気になった場合は、ホンコに移したりして世話をする。バンパだけになった場合は、バッケが世話をする」(成城大学民俗学研究所1975, 149—150頁)。これによれば崎山の隠居制は親夫婦に子供が同行する形態であり、父母分住制はないが、父親の死後母親が分家に行くこともあるようである。
- (7) 長崎県福江市崎山の調査は、1974～1976年度文部省科学研究費補助金による総合研究(A)「五島列島の社会組織と祖先祭祀の調査研究」(研究代表者・野口武徳)によるものである。調査の機会を与えてくださった故野口武徳氏に厚く感謝したいと思う。崎山の調査は祖名継承法の調査を含めて、1974年9月、1975年9月に行なった。
- (8) 村外に転出した人のなかには母親の位牌を村外で祀る人もいる。しかし本家があるときは本家に預けたり、本家と仲が悪いときは寺に預けたりすることが多い。
- (9) センゾユズリの土地を売るとき親戚に集まってもらって協議することが必要とされる。理由によっては売却が親戚によって拒否されることもあるという。
- (10) イハイバタケはこれとはちがって離縁するときに女性につける畑を意味することもある。つまり婚入した女性が子供を作りその子供に跡をゆずったのち、家庭に問題があって離婚した場合に、イハイバタケをつけて実家に返すのだという。若いうちに離婚する場合にはこうしたことはないという。またイハイバタケは「嫁に行くときに、自分のオヤモト(実家)から持っていく畑があとでイハイヅキになる」と説明する村人もいる。しかし崎山では、女性は結婚に際して土地を持参する例は少ない。また、イハイバタケがほしいために、長男が母のめんどろを見ると言い出して喧嘩になる家族もあったという。このほかにもしばしばイハイバタケが兄弟間の争いのもとになる。それは次のような事情による。崎山では分家が創設されても母親は本家のヘヤにとどまるのが一般的であるから、しばらくの間、イハイバタケが本家のセンゾユズリの土地のなかに埋没することになる。そして多くは父母の死後、本家の長男から分家の次三男にイハイバタケが渡されるが、そのときに広さや位置をめぐる争いが起こるのである。争いをふせぐために、分家にあたって父親が、「ここはバッケの畑」「ここはおばあさんのイハイバタケ」と念を押すこともあったという。イハイバタケは本来母親の祭祀のための畑であって、分家に分与されるのではないが、分家は母親が分家に移る前から、イハイバタケを分家の財産として意識していることも、争いの要因になっているといえよう。なお父親の祭祀のための土地は崎山にはとくにない。
- (11) この点については佐藤明代(1978)でも指摘されている。崎山の天津郷では「位牌は財産につく」という表現があり、佐藤明代(1978)は財産分割と分牌祭祀の関係を分析して、つぎのように結論づけている。「位牌を受けない者に対して財産が分与されることもあるが、位牌を受けた者には必ず分与が行なわれる」(佐藤明代1978, 13頁)。
- (12) 増田の人々は崎山で分牌祭祀が広く行なわれていることを知識として知っている。崎山の分牌祭祀は五島では有名である。
- (13) この報告も他の多くの報告がそうであるように、「長男と次男」の別と「本家分家」の別は互換的に記述されているが、より厳密にはこの両者を区別した民俗誌的記述が必要である。これは民俗学における民俗誌記述の重要な問題である。
- (14) 甌島の最近の村誌にも上甌村平良の分牌祭祀の報告がある。「平良では父の法事は長男が受けもち、母の法事は次男が受けもち。墓守りも父の墓守りは長男が、母の墓守りは次男が受けもち。この風習は今も行なわれている」(上甌村郷土誌編集委員会1980, 182頁)。
- (15) 屋久島麦生では、つぎのような一種の「位牌分け」が行なわれている。「位牌は葬式がすんで1週間たつと、僧が分家の数ほどつくって持って来てくれるから、どの家にも位牌がある。従って盆正月に本家へ仏を拜みに行く様な事はない」(宮本常一1943, 99頁)。これによれば麦生の位牌分けは、子供全員に親の位牌が分配されるものでなく、分家に分配される型である。これは「本分家位牌分け型」である。
- (16) 竹田且(1964)は平郡島の分牌祭祀を隠居分家に基づくものと理解しているが、不破藤敏夫(1962)の記述では、隠居分家ではなく、親夫婦と次男以下による隠居である。またここには父母分住制はなく、病気になると父母がそれぞれ本家分家にひきとられるようである。
- (17) 「世代切断型」の位牌祭祀とは、隠居分家にもなう位牌祭祀の一形態である。この型では分家し

た父母の位牌が分家の初代先祖として一括して分家で祀られる。本家はその世代の夫婦の位牌祭祀ができなくなる。こうした隠居分家と位牌祭祀がくり返されれば、本家は初代の先祖は祀るが、以後の各世代の夫婦はことごとく別の分家で祭祀されることになり、本家の位牌祭祀における世代的連続性は阻止されることになる。こうした位牌祭祀の典型は、高知県吾川郡吾川村上名野川や徳島県三好郡西祖谷山村善徳などの四国山村に見られる(上野和男1985, 1988)。

- (18) 家には先祖が不可欠であるという観念は近畿・中部地方に広く見られる。三重県南東町阿曾では、「盆には(分家に)仏サンがゐないと淋しいらしくて、大抵の家は本家から本家とは余り縁のなきような仏を貰ってくる。祖父の弟とか、父の従兄弟などで、それを隠居の先祖ガシラ(又は位牌ガシラ)にしてゐる。盆の餓鬼棚にもこんな位牌をのせて、みすをむけて貰ってゐる家が多い」(竹田且1950, 38頁)。

ここでは本家の位牌のうちあまり重要でない位牌が分家に与えられる。分家創設にあたって分家に位牌を分与する例は若狭漁村の小浜市堅海でも見られる(上野和男1986)。堅海では「分家したとき、分家に先祖がいないと、(分家した者が)はよう死にたがって早死する」といわれ、最近のある分家の事例では、分家創設者の両親の位牌が分家で祀られている(図17)。この位牌は本家でも祀られており、本家分家間で「位牌分け」がおこなわれたものと考えられる。村人によればこうしたことはしばしば見られるという。またこの本家は1759年(宝暦8年)に分家したものであるが、つい最近まで初代の先祖として位牌に書きこまれているのは、女性だけだったという。その理由として、分家当時には分家には先祖がなかったので、すでに死んでいた母親の位牌を持ってきたと、分家には伝えられている。あるいはこの時点である種の分牌祭祀が行なわれたのかも知れない。総本家にはこの夫婦双方の位牌が祀られていた。一種の位牌分けの可能性もある。最近、これではおかしいということになって、1982年に総本家で祀られていたその女性の夫の戒名を位牌に書きこんだという。堅海では大きな1枚の位牌に先祖代々の戒名が書き連ねられているが、その部分はずもともと1人分の場所に2人の戒名が書かれており、一見して追加したことがわかるようになっている。この事例は分家に先祖を分与するときに、阿曾のように重要でない位牌を分与するのではなく、重要な位牌のひとつを分与した可能性もある。さらに、伊藤良吉(1984)は分家への位牌分与のひとつとして、愛知県西春日井郡西春町の次のような事例を報告している。「家を建てたとき、仏壇を設け、本家の位牌の一つを持たせることもあった」「分家は本家の位牌を持たせれば、ただちに御講組に入ることができたし、位牌を受けなくても、葬式を出して位牌を祀るようになると、御講組に加入することができた」(伊藤良吉1984, 557頁)という。この例は位牌をもつことが、分家の村落社会内における確固たる地位を保証しているものであり、きわめて興味深い。分牌祭祀によって分家が葬式を出し、母親の位牌を祀るのも、こうした観点からの分析も必要であると考えられる。

- (19) 「隠居に老夫婦が暮らしていて、その一方が死亡した場合にいろいろの変わり方をする。まず爺さんの方が死んだとすると、婆さんだけで隠居世帯を持ちつづけることもあるが、その世帯をたたんでカッチ(母屋)に入る場合もある。但しその老婆の息子の一人が新宅を持って出ているという場合には、たいていその新宅の方へ行くのが例であるという。……またこの母親の葬式は新宅から出すことになるのが多い」(大間知篤三1959: 301)。この文章から、この地域では、隠居分家ではなくて普通分家にもなう分葬制が行なわれていると思われる。

- (20) この事例は隠居分家のうち、分家内で親夫婦の隠居がおこなわれた事例である。分家の時点で、先祖代々の位牌は分家に移動し、本家では位牌祭祀が行なわれていない。この事例では、父親の葬儀は本家でやり、35日まで位牌は本家で祀っていたが、現在は母親のいる分家の隠居屋で父親の位牌が祀られている。新盆のときにはまた本家に位牌を持って行って本家で新盆の行事をした。本家には現在

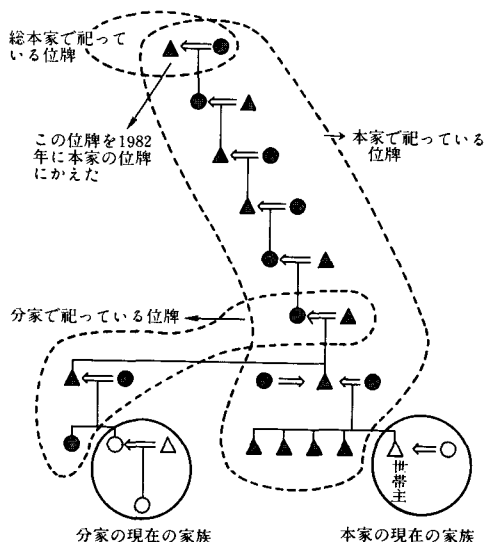


図17 若狭堅海の本分家間の位牌分けの事例

仏壇はないが、母親が死ねば位牌は本家にすべてもどす予定だという。したがってこの隠居分家の事例でも、最終的には本家の祖先祭祀の世代的連続性は確保されるものと見られる。

- (21) 内藤莞爾(1978)は、五島岸ノ上で三男が祭祀者からはずされる傾向を「三男カット」と表現している。
- (22) 竹田旦(1956)は、父母分住制と隠居分家の関係について検討し、「分住隠居は、隠居分家の一形式として、その中から派生したのではないか」(竹田旦1956, 21頁)とのべているが、竹田旦が隠居分家による父母分住制として論じているトカラ列島宝島は普通分家であり、また五島崎山には父母分住制は存在しないから、竹田旦の議論は成立しない。しかし事例に示したように、父母分住制が隠居分家の村落に多いことも事実である。
- (23) 竹田旦(1956)は父母分住制と隠居分家との関連のほか、父母分住制と分牌祭祀との関係についても検討している。その結論として竹田旦は、「新立当初より、家としての独立性を高く持たせる観念」をもつ分家が、「分牌祭祀の習俗を延長し、生前の母をも分家に引きつけようとして、ここに分牌祭祀を発生させた」(竹田旦1956, 20頁)とのべている。これは分牌祭祀の延長上に父母分住制が成立したとする議論であるが、父母分住制と分牌祭祀の関係について、分牌祭祀の延長として父母分住制を考えるか、またこの逆であるかは議論の分かれるところである。しかしいずれにもいまのところ根拠はなく、したがって明確な前提もなしに変遷論を展開しても意味がないといえよう。
- (24) 隠居分家について大間知篤三(1950)は「隠居家族制の地にあって本家分家の区別が屢々困難である」といち早く指摘している。筆者もかつて隠居分家の場合に、「世代分断型」の位牌祭祀が行なわれている四国山村では、「本家分家関係が不明確であり、どちらが本家であるかわからない場合も多い」と報告したことがある(上野和男1985)。
- (25) 位牌分けの最近の研究としては、とくに中込睦子(1992)、山本質素(1992)、小林寛二(1992)、田澤直人(1992)、上杉妙子(1991)が目される。中込睦子(1992)では、位牌分けのこれまでの研究成果を総括し、今後のいくつか課題を提起している。また小林寛二(1992)では婚姻儀礼と位牌分け儀礼の類似性が指摘されている。この論文は今後の位牌分け研究に大きな影響をあたえるであろう。田澤直人(1992)は長野県の位牌分けについてのアンケート調査の結果が報告されており、この慣行がきわめて広い地域でおこなわれていることが、あらためて確認できる。事実のあらたな発見と新しい論理展開の可能性を示唆している点において、『長野県民俗の会会報』15号の位牌分けシンポジウムの記録はきわめて重要な成果である。
- (26) 五島崎山である年配の女性に、「死後、おじいさんと別れ別れになってさびしくありませんか」と質問したところ、「みながこうしているから、わたしだけやらないとおかしいと言われてしまう」と言う意味の答えが返ってきたことがある。このことはかつては分牌祭祀の規制力がきわめて強かったことを示しているといえよう。
- (27) 分牌祭祀の衰退と同じような変化が「位牌分け」にもみられることを、中込睦子(1992)は論じている。位牌分けの場合は、父母の位牌を婚出した女性たちが婚家で祀ることに特徴があるが、こうした他系統の位牌を祀ることを不都合とする考え方が最近各地にみられ、他家に嫁いだ女性には位牌分けをしない動きが出ているという。これは分牌祭祀から父母一括祭祀への変化と同じように、日本でもっとも標準的な代々の家族代表者夫婦を一括して本家が祀る形態へ収斂する方向である。しかしながら位牌分けの場合には、これとは逆に、父母両系統の先祖の祭祀を核家族的な祭祀形態として積極的に行う傾向もあわせて認められることは注目される。

参考文献

- 不破藤敏夫(1962)「壮年隠居制—柳井市平郡島の場合を中心として—」『山口経済学雑誌』12(6): 153—166.
- 不破藤敏夫(1981)「山口県柳井市平郡島の壮年隠居制」『家族の法と歴史・青山道夫追悼論集』, pp.569—580.
- 蒲生正男(1958)「親族」『日本民俗学大系』3: 233—258.
- 蒲生正男編(1974)「阿武隈山地における村落社会構造—福島県石川郡平田村九生滝—」『明治大学政経学部社会学関係ゼミナール報告』10: 3—114.
- 蒲生正男編(1975)「茨城県北西部山村における村落社会構造—茨城県東茨城郡桂村岩船—」『明治大学政経学部社会学関係ゼミナール報告』11: 1—118.

- 蒲生正男編（1983）「三重県西部山村の村落社会構造—三重県一志郡美杉村三多気・杉平—」『明治大学政経学部社会学関係ゼミナール報告』19：5—210.
- 橋浦泰雄（1955）『日本の家族』，日本評論新社
- 井之口章次（1951）「肥前宇久島」『民間伝承』15(4)：23—27.
- 井之口章次（1958）「葬式」『日本民俗学大系』4：291—329.
- 井之口章次（1966）「長崎県北松浦郡宇久島」『離島生活の研究』，pp.575—633.
- 井之口章次（1966）「長崎県北松浦郡小値賀島」『離島生活の研究』，pp.635—693.
- 伊藤幹治（1961）「宝島の社会と宗教の構造的な理解」『国学院大学日本文化研究所紀要』8：58—95.
- 伊藤公平（1987）「岡田地区」『愛知県知多市村落民俗誌』，pp.51—58.
- 伊藤良吉（1984）「家族・親族」『西春町史・民俗編』1：551—568.
- 伊藤良吉（1984）「尾張平野と位牌祭祀」『名古屋民俗』30：1—2.
- 伊藤良吉（1986）「位牌祭祀と土地条件」『日本民俗学』166：9—10.
- 伊藤良吉（1988）「位牌祭祀の諸問題—尾張地方の事例を中心に—」『信濃』40(1)：1—18.
- 上飯村郷土誌編集委員会（1980）『上飯村郷土誌』，上飯村郷土誌編集委員会
- 桂井和雄（1950）『吉良川老嫗夜譚』
- 河岡武春（1956）『瀬戸内海漁業民俗ノート(1)』
- 小林寛二（1992）「長野県佐久地方における位牌分けの一考察—南佐久郡川上村原の事例を中心に—」『長野県民俗の会会報』15：35—44.
- 久保 清・橋浦泰雄（1934）『五島民俗図誌』
- 熊谷好恵（1944）「同族に関する風習」『民間伝承』10(6)：33—34.
- 松岡利夫（1960）『「隠居の島」と「妻どいの島」』『世界の旅・日本の旅』10：103—105.
- 宮本常一（1943）『屋久島民俗誌』，日本常民文化研究所
- 宮本常一（1949）「家族及び親族」『海村生活の研究』pp.165—199.
- 宮本常一（1974）「宝島民俗誌」『宮本常一著作集』17：5—176.
- 森 謙二（1980）「北関東地方の一村落における隠居制と相続制—茨城県久慈郡里美村折橋の事例を中心として—」『家族史研究』1：218—251.
- 内藤莞爾（1978）「五島列島の分牌式家族慣行」『日本の宗教と社会』，pp.199—234.
- 内藤莞爾（1979）「福江島カトリックの隠居制家族」『五島列島のキリスト教系家族』，pp.253—307.
- 内藤莞爾（1979）「五島仏教徒の分牌式家族慣行」『五島列島のキリスト教系家族』，pp.344—371.
- 中込睦子（1983）「福島県下における〈オヤジマイ〉慣行—家族成員権の移行と親族ネットワーク—」『民族学研究』48(2)：146—174.
- 中込睦子（1989）『位牌分け』と祖先観に関する予備的考察『社会人類学年報』15：141—158.
- 中込睦子（1992）「位牌分けと祖先観—群馬県中之条町寺社原の位牌祭祀—」『国立歴史民俗博物館研究報告』41：317—371（共同研究「家族・親族と先祖祭祀」）
- 中込睦子（1992）『位牌分け』研究の課題『長野県民俗の会会報』15：1—13.
- 小野重朗（1966）「鹿児島県薩摩郡甕島」『離島生活の研究』，pp.801—850.
- 大間知篤三（1937）「甕島採訪」『新評論』（大間知篤三1943『神津の花正月』，六人社，pp.190—200）
- 大間知篤三（1938）『「隠居」について』『年報社会学』5：22—40.
- 大間知篤三（1950）「隠居家族制について」『人類科学』2：114—119.
- 大間知篤三（1951）『常陸高岡村民俗誌』，刀江書院
- 大間知篤三（1959）「白河市周辺の家族慣行—隠居・姉家督・大家族—」『民間伝承』23(6)：4—15.
- 大山彦一（1960）「末子相続より長子相続へ—屋久島一湊部落の例—」『南西諸島の家族制度の研究』，pp.459—476.
- 佐藤明代（1978）「五島列島岸ノ上部落における分牌制の一考察」『ソキエタス』5：2—18.
- 成城大学民俗学研究所（1975）「昭和47年度長崎県福江市上崎山町・下崎山町・長手町調査報告」『伝承文化』9：141—192.
- 田澤直人（1992）「資料報告・高校生の調べた佐久地方の位牌わけ」『長野県民俗の会会報』15：45—74.
- 竹田 且（1950）「阿曾の隠居制」『民間伝承』14(3)：37—39.
- 竹田 且（1956）「分住隠居制の問題」『日本民俗学』3(4)：1—23.
- 竹田 且（1957）「口永良部の分住隠居制」『鹿児島民俗』4(2)：11—12

- 竹田 且 (1959) 「隠居制の一問題」『人類科学』11 : 42—50.
- 竹田 且 (1964) 「分住隠居」『民俗慣行としての隠居の研究』, pp.417—452.
- 竹田 且 (1974) 「隠居」『講座家族』2 : 312—330.
- 竹田 且 (1975) 「隠居」『勝田市史・民俗編』, pp.135—155.
- 竹田 且 (1990) 「祖霊祭祀の民俗学」『祖霊祭祀と死霊結婚—日韓比較民俗学の試み—』, pp.11—32.
- 竹田 且 (1990) 「分牌祭祀の民俗—茨城県勝田市—」『祖霊祭祀と死霊結婚—日韓比較民俗学の試み—』, pp.33—50.
- 武井正臣 (1971) 「西南日本型家族における相続と扶養」, 潮見俊隆・渡辺洋三編『法社会学の現代的課題』, pp.225—253.
- 土田英雄 (1962) 「志摩穴川の隠居慣行」『ソシオロジ』29 : 81—87.
- 土田英雄 (1969) 「五島の隠居慣行」『大阪教育大学紀要Ⅱ』25(3) : 85—114.
- 土田英雄 (1971) 「隠居慣行の地域的比較研究」『ソシオロジ』54/55 : 162—179.
- 上野和男 (1972) 「堀口」『勝田市の民俗』, pp.9—42.
- 上野和男 (1973) 「隠居」『北関東一村落におけるムラとイエ—茨城県勝田市下高場—』, pp.60—72.
- 上野和男 (1973) 「相続・分家・婚姻」『北関東一村落におけるムラとイエ—茨城県勝田市下高場—』, pp.72—92.
- 上野和男 (1983) 「分家研究の展開と課題—研究会の活動を通して—」『社会伝承研究』7 : 20—24.
- 上野和男 (1983) 「奄美喜界島の祖先祭祀と家族—嘉鈍の墓制と位牌祭祀を中心に—」『政経論叢』51(5/6) : 77—123.
- 上野和男 (1985) 「日本の位牌祭祀と家族—祖先祭祀と家族類型についての一考察—」『国立歴史民俗博物館研究報告』6 : 173—249.
- 上野和男 (1986) 「祖先祭祀の構造」『若狭内外海村落社会の構造—福井県小浜市堅海—』(明治大学政経学部上野ゼミナール調査報告9), pp.154—155.
- 上野和男 (1988) 「祖谷の隠居制家族—家族の構造と祖先祭祀を中心に—」『国立歴史民俗博物館研究報告』18 : 171—213.
- 上野和男 (1989) 「隠居分家と位牌祭祀—三重県西部山村の事例—」『国立歴史民俗博物館研究報告』21 : 61—85.
- 上野和男 (1992) 「祖先祭祀と家族・序論」『国立歴史民俗博物館研究報告』41 : 7—21.
- 上野和男 (1993) 「日本の隠居制家族の構造とその地域的変差」『国立歴史民俗博物館研究報告』52 : 97—159.
- 上杉妙子 (1988) 「日本における祖先崇拜の双方性について」『人間文化研究年報』12 : 133—144.
- 上杉妙子 (1991) 「長野県佐久地方の『位牌わけ』—婚入女性方亡親位牌祭祀の一解釈—」『民族学研究』56(1) : 45—66.
- 山本質素 (1992) 「紙位牌を『分けること』と『受けること』—群馬県内の位牌分けの慣行から—」『長野県民俗の会会報』15 : 14—28.

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

A Study of the Division of Ancestral Rites for Parents
—Concentrating on the Division of Memorial Tablets—

UENO Kazuo

By the 'division of memorial tablets' is meant the system whereby parental memorial tablets are divided between the *honke* (main family) and the *bunke* (branch family), the *honke* performing rites for the father's memorial tablet, and the *bunke* for the mother's. The present paper is a preliminary essay which compares and analyzes actual cases concerned with the division of ancestral rites for parents in Japan, concentrating on what is called the division of memorial tablets, in an attempt to clarify the different forms this takes, and their significance, as well as the connection between family and kinship Structures. The practice of the division of memorial tablets is found from Fukushima Prefecture in the north to Takarajima in the Tokara Peninsular, Kagoshima Prefecture, in the south. This range of distribution coincides almost exactly with that of the *inkyō* family system (Double-unit-type family system), but since only a very few instances of the division of memorial tablets occurs within the distribution area of the *inkyō* system, there is no direct link between *inkyō* and the division of memorial tablets.

The division of memorial tablets, seen within the framework of memorial tablet rites in Japan, is a form of patrilinealism, and can itself be classified into two types. The first of these is the 'total separation of *honke* and *bunke*' type, in which ancestral rites are separated over a wide spectrum: memorial tablet rites, annual memorial services and graves are all separate. This form is frequently seen in south-west Kyushu. Contrasting with this is the second type, the '*honke*-dependent' type, in which the funeral service, memorial tablet rites and annual memorial services are separate, but the grave is shared. This type is commonly seen in the Kinki, Chubu, Kanto and Tohoku districts. The former separates ancestral rites between *honke* and *bunke* over a prolonged period of time, while the latter separates the rites for a relatively short time after the death of the parents. The division of memorial tablets does not obstruct the continuity of ancestral rites in the *honke*, but it is a form of memorial tablet rite that does prevent the *honke* monopolizing the ancestral rites. The division of memorial tablets is seen in both *inkyō bunke* and ordinary *bunke*, but what should be noted about it as a form of *bunke* is that it is a form that distributes a large portion of fortune to the *bunke*, and that in villages where the division of memorial tablets occurs, there is a strong tendency for inheritance to be shared equally. The system of separate dwellings for father and mother is not found in all instances of division of memorial tablets, and so cannot be said to be a necessary condition for division of the memorial tablets.